

はこういうことを言った。速記録を見れば確かだと思いますが、私も確かにこの耳で聞いていたのだから間違いないと思うのですが、軍隊でも警察力でもない、自衛隊という特殊なものである、こういうことを言ったのです。あなたはそのときお見えになつておられたが、これは皆さんも聞いておられる。そのりくつで行きますと、これは男でも女でもないということになるのです。非常に中性的なもので、こういうことになつてしまふので、これは非常に重大であると思う。政府の答弁がこういうふうになつて一致はたいへんなことなんだ、この点はいかがですか。

○木村国務大臣 お答えいたします。決して不一致はございません。緒方君はそういうことを申されたこととすれば、まさにその通りであります。すなわち、軍隊の定義はかんによるのでありますから、解釈のしようによつて、軍隊にもあらず、警察にもあらずという一応の解釈はできるだらうと思ひます。しかし軍隊の定義はかんといいことになつて、私の今申し上げた趣旨を御了解ください。まさにあなたのおつしやるような軍隊的性格を持つということとは言えるでしょう。しかし軍隊というものはもう少し深刻に考へて、いわゆる交戦権は持つていないのであるから、まだ軍隊に至らぬのだと仰せになれば、まさにその通りであります。結局するところは、軍隊という定義はかんによるのであらうと私は信じます。

○高瀬委員 ただいまの答弁で緒方さんと木村長官とはかなり考え方が違ふ。しかし私は緒方副総理なんかよりは木村保安庁長官の言を信じて、これは

は軍隊である、かようにはつきりと解釈いたしますが、それでよろしいんですな。

○木村国務大臣 あなたがその御解釈くだされば、その通りでよいのであります。繰返して申し上げますが、これは軍隊の定義はかんによる。外部からの武力攻撃に対してこれに対処し得る実力部隊を軍隊なりと称するならば、軍隊と言つてよからう、こう申すのであります。

○高瀬委員 それでは世間の大体の常識、学者の意見、こういうものを考へてみましても、外国からの侵略に対して防衛することを主たる任務としたものは軍隊である。国内の秩序の維持をすることを目的としたものは警察である。この二つを区別するのには、この通念に對しては全然反対しないと思ふのです。これはどうですか。

○木村国務大臣 世間がさうな常識をもつて申されるならば、さうでよろしからうと思ひます。しかし一体軍隊といふことは定義がわからぬ。巨人軍とも申します。(笑聲)それは岡崎が言つた「呼ぶ者あり」いや、私がさう言つておる。巨人軍とも言うし、はなはだしいのは救世軍とも言う。またはなはだしいのは娘子軍とも言う。軍隊といふのは何だかという定義がわからぬ。そこで今申し上げます通り、軍隊とは外部からの武力侵略に対して対処し得る部隊を軍隊なりと称するならば、自衛隊は軍隊でよろしからう。世間一体にそういうものと解するといふならそれでよろからう、こう申し上げるのであります。

○高瀬委員 政府の考え方は非常に漠然というよりは、私に言わせれば実に無責任きままる考へだと思ふ。大体私は、軍隊といふものは定義はかんによつてきまるもんじやないと思ふ。そんな考へを持つて自衛隊をつくるというなら、これはほんとうに大きな問題である。これは私思ふのですが、今度できよとするとその自衛隊の使命はかんによると思ふ。定義はかんによらないと思ふ。いわゆる外部からの直接侵略に対して、たとい弱くても対抗する使命を持つてゐるものが軍隊である。国内の秩序を維持するものは警察である。これは明らかに事実である。だから近代戦に耐へ得るものでなければ軍隊ではないと政府は言われたけれども、それじやスイスだつて軍隊を持つてゐる。スエーデンでも、ノールウェーでも持つてゐる。おそろく近代戦を行ひ得るところの軍隊を持つてゐるのソビエト・ロシアだの、アメリカくらいしかない。そうすると、ほかの国は全然軍隊を持つてゐないかといふと、さにあらず、みな持つてゐる。スエーデンでも、ノールウェーでも、スイスでも持つてゐる。持つてゐないのはばくちをやするモノとヒテンシエタインくらいなものである。とにかく政府もだらしがない。これはすなわち、ぼくらの考へるやうに、軍隊の使命はかんによつて、いわゆる自衛隊なら自衛隊の使命はかんによつて、軍隊であるかそうでないかがきまるべきものであつて、大體軍隊の定義が近代戦に對抗し得るものであるとか、やれジェット機を持つていなければいかぬとか、そういう問題ではないと思ふ。いかがですか、木村さん。

○木村国務大臣 重ねて申し上げます。私はむしろ高瀬委員が軍隊といふ定義にとらわれておるんじやないかと考へる。(高瀬委員)使命はつきりしてゐる。使命は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を守ることを任務としてゐる。ここにはつきり性格が出てゐる。そこで外部からの不当な武力侵略に對しては、これに對処し得るんだ、ここにきつめてはつきり性格が出てゐる。これを軍隊と称するかどうかは別個の問題である。今高瀬委員は、政府は戦力を持たなければ、そういうものを軍隊と言つちやいかぬと言つたといふが、そんなことは申しません。決して申さない。戦力と軍隊とは定義が別です。私の申し上げるのは、もしも万一、ある学者の言がごとく、交戦権を持たぬものであれば、外部からの不当な侵略に對して対処し得る部隊である。純粋の意味の軍隊でないと言ふ者もある。その定義からすれば、これは軍隊と言へぬかもしれぬが、しかし外部からの不当な侵略に對処し得るものを軍隊と言ふならば、自衛隊は軍隊と言つてよからう、こう私は申し上げるのであります。

○高瀬委員 さうな交戦権の問題について増原次長も言われましたが、大體交戦権のないものが国際法規、あるいは拿捕の法規、あるいは捕虜の取扱ひの法規、いろいろなものを受けるはずがない。さうな増原さんの言つたところによれば、これは明らかに国際法規、たとえば船の拿捕の問題であるとか、万国赤十字社の条規であるとか、あるいは捕虜取扱ひの国際法規であるとか、こういうものぢやんとした取

扱ひを受けると言つておる。これはすなわち、交戦権がなければそんなものを受けることができない。すなわちそういうことを受けたい以上は、交戦権があるからさういふ国際法規の取扱ひを受けるので、ただいま木村長官の言われたのとすつて違つて来て、妙なことになるつてしまふ。これはいかがですか。

○木村国務大臣 それは違ふ。私ははつきり申し上げたい。憲法第九条第二項では交戦権を持たないといふことになつてゐる。増原君の言われたことは、私そのとき出席していなかつたからわかりませんが、おそらく実際の場合においては、捕虜の取扱ひを受けるだらう、こう申したと思ふ。現に北鮮の事案などでも、これは戦争でないと言つてゐる。警察行為だと言つてゐる。それでも両軍においては捕虜取扱ひを一般にやつてゐるのでありますから、実際の場合においては捕虜の取扱ひを受けるものだらうといふことを申したのであらうと私は思ひます。

○高瀬委員 つまりさういふ漠然たる状態のもとにおいてこの自衛隊をつくりますと、一たび直接侵略になつた際には、つばな日本の青年が虐殺され、虐待をされる。どんな目にあつてかわからない。要するにそれはこれからつくり出すところの自衛隊に對するはつきりした觀念を政府が持つていないと、これはえらいことになると思ふ。この自衛隊は直接及び間接侵略に對するところの防衛を主たる任務としてゐるものでありますから、さういふ点から申しましても明らかに無條件で軍隊であるといふこと、さつきからあなたの解釈は御隨意であるといふけれど

も、私はちやんとそういうふうには解釈してゐる。もし軍隊でなければ国防會議とか、あるいは統合幕僚會議とか、こんなものを自衛隊がどういうわけでお持ちになるのですか。

○木村國務大臣 たび／＼繰返すようであります。自衛隊というものはわが国の平和と独立を守り国の安全を期することを任務としてゐる。ここで性格はつきりしてゐるのであります。動かすべからざる点であります。これを私は重ねて申し上げておきます。そしてこの自衛隊をいかに運営すべきかということが第二の考え方、その運営の面において、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、この三つの自衛隊の運営の全きを期するために、統合幕僚會議というものを設けてその運用をやつて行こう、こういう趣旨であります。

○高瀬委員 せつかくの御答弁であります。これは運営だけで解決する問題ではないと思ひます。私はかくそれを信じております。幸いに緒方副総理が見えましてから——今言われたこの問題は、軍隊であるか、軍隊でないかという問題は、本案審議の最も基本的な問題であると思ひます。ですから私は緒方副総理に、いろ／＼なことをくだ／＼お聞きしたいと思ひます。しかし今回つくりとするとこの自衛隊は軍隊であるか、軍隊でないか、いずれであるかということだけお答え願つておきたい。

○緒方國務大臣 同様の御質問は、一昨日の当委員会においても同じ高瀬委員が、たれかにお答えしてゐると思ひます。それで……（高瀬委員「念を押して」と呼ぶ）それでは申し上げ

げます。直接侵略に対抗する軍隊と言葉は、私ははつきりした定義はないと思ひます。それが私どもの解釈してゐる通りのものであるならば、それは多分に軍事的性格を持つておりますが、これはいわゆるほんとうの軍備ではない。

○高瀬委員 それでは軍隊であるか、軍隊でないかということについては、軍隊でないという御答弁と解釈いたしました。よろしうございませうか。

○緒方國務大臣 それも一昨日お答えいたしました。特殊のものであります。（笑聲）

○高瀬委員 男でも女でもない、ただ男のきみがかかつてゐる、こういうわけですね。それでは特殊のものの、軍隊であるか、軍隊でないかということについては軍隊ではない、特殊のものである、こういうような御答弁です。そこで私は、緒方副総理はお忙しいのでありますので、一時間ぐらいたちましたら私の最後の結論に対して御答弁願ひ点が二点ばかりございませう。今やるわけに行きません。そのときにお越し願つて御答弁願ひたい。

そこで私は木村長官にお伺ひいたしますが、このいわゆる今度できましたところの防衛庁設置法案、この設置法の中に内局というものがあつた。この内部部局というものは一体どんなものであるか。防衛局、教育局、人事局、経理局、装備局と、いろ／＼のものが書いてありますが、一体これはどういふものなんでしょうか。

○稲村委員長 先ほど増原次長の言として聞いたということでもつて、増原次長の答弁と違つて訂正したい、こういう意味の要求がございませうか……

○高瀬委員 あまりとらわれておりませんから、適当な機会に……

○木村國務大臣 御承知の通り、内部部局は保安庁長官のいわゆるブレンでありませう。補助的機関であります。これは各分掌を規定してあります。要するに各般の事情、特に経済事情その他一般の情勢を判断して、そうして長官を補助するものであります。実施部隊とは全然別個の取扱ひを受けております。いわゆる自衛隊は実施部隊に属するものであります。

○高瀬委員 それでは伺ひますが、この前の質問に対して木村長官は、昔の旧軍人は文民ではないといふようなことを言われましたが、それでよろしいわけですか。

○木村國務大臣 これは憲法に文民という言葉を使つてゐるのであります。その文民の定義はかんによるのであります。これをいふと、大体學者の説は旧軍人はいふゆる文民に入らぬであらう、こういう説を唱えてゐる者が多数あるのであります。それによりますと、旧職業軍人はいふゆる文民のうちに入らぬのじやないか、こ

ういふ意味のことを申したのであります。

○高瀬委員 それじや憲法にある、たとえば内閣総理大臣は文民でなければならぬといふ、あの文民と同じ意味において、この旧軍人は何になるのですか。

○木村國務大臣 いわゆる憲法において文民たることを要する、その規定の解釈であります。その解釈について今申し上げるように、學者の説はおおむね旧職業軍人はこの文民のうちに入らぬのじやないか、こ

ういふことを言つてゐるのです。

○高瀬委員 それでは政府はその學者の説に従つて、この文民という定義を解釈しておられるわけなんですか。

○木村國務大臣 一応そのように解釈してあります。

○高瀬委員 わかりました。

○辻（政）委員 関連いたしましたお伺ひしますが、アイゼンハワー大統領は文民ですか、軍民ですか。

○木村國務大臣 アメリカにおいてははつきりしてゐるか、私は存じませぬ。

○辻（政）委員 憲法にははつきり書いてあります。憲法に基本的人権は人種ないといふことがはつきり書いてあります。長官は差別されるわけですか。

○木村國務大臣 まさに憲法にははつきり書いてあります。私はそれを認めます。ただいふゆる文民の解釈について、どう解釈するか、こ

ういふ文民な憲法に特にこれを規定してある、これは御承知の通り。私もその当時閣僚におつたのであります。衆議院においてははつきりな文字は使わなかつたのであります。貴族院において文民という文字が使われた。そこで文民が出て来たのであります。われ／＼といひました。これは日本においては、いふゆる文民に対する武民、軍民といふものはないはずだ。しかし憲法において文民といふ文字を使つたのはどういふ意味で使つたか、それで問題が起つて来たわけ

です。一応學者の説に従つて、旧職業軍人はこの文民のうちに入らぬのじやないか、こ

ういふことを言つてゐるのです。

○高瀬委員 それでは政府は、元々の職業軍人に關する限りは除外するといふ重大な問題になるのです。これは政府の御見解を御統一なさらぬといふと、憲法解釈上の悪例を残すと思ひますから申し上げます。

○木村國務大臣 これは御承知の通り同じ憲法内においての規定であります。そこで特殊の扱いをしたものと解釈するよりはかゝ道がなからう、私にこ

ういふ解釈いたします。

○高瀬委員 それでは木村長官に伺ひますが、この新しい軍人といふか、この法案でいふゆる制服を着た自衛官、これは一体文民なんですかどうですか。

○木村國務大臣 文民であります。

○高瀬委員 そうすると制服を着た自衛官は、防衛庁長官にもなれるのですか、なれないのですか。

○木村國務大臣 いわゆる制服を着た者であつても、なろうと思へば長官になれることはありませぬ。

○高瀬委員 わかりました。それではこの法案作成の過程で保安庁内で、いふゆる文官と武官つまり平服を着た人と制服を着た人の間で、この内部部局に制服の自衛官を入れるか入れないかといふことについて大論争があつたといふことが、事実ありましたか。

○木村國務大臣 御承知の通り、一つの法案を作成するにつきては、いろいろの角度から調査研究するのであります。しかして私を補佐する者にお

いて議論は自由であります。私は議論は自由にさせておきます。それで結論を得たのがこの法案であります。

○高瀬委員 すると、いわゆるこの結論というものは、任用資格制限の撤廃ということにおちついた、全部無条件で撤廃した、こういうことになったわけですか。

○木村国務大臣 要するに現在の保安庁法におきましては、制服を着た者は、課長以上の職につくことができないという規定があるのであります。その規定をはずしたのであります。従つて制服を着た者であつても、その人が人格識見申分のない人であれば、内部部局の局長あるいは課長にもなり得るということになったわけでありませう。

○高瀬委員 巷間伝うるところによりますと、任用資格制限撤廃について、木村長官は非常にこれを強硬に主張された。おそらくその主張された内容は、いくら任用資格制限を撤廃したつて、その制服を着た、自衛官だつた者が、内局に来て局長になつたりすることはないから、やはり当りさわりがないように任用資格制限を全廃しておいた方がよいということを主張された。前田政務次官は、いや、積極的に制服の自衛官は入れなければならぬ、こういう意見であつた。あるいは全然入れなという増原次長のごときもあり、林幕僚長も違つた意見を持つておつた、こういう点はどうですか。

○木村国務大臣 いろ／＼な意見の出たことは事実であります。しかし私は、一たび制服を着たからといって、永久に内部部局の課長以上を勤めることができないというのはよろしくない。いわゆる内部部局に勤める者も制服も、

渾然一体をなしてわが国の防衛の任に当らなければならぬ。この間にあつて相剋摩擦があつてはならぬのであります。そういう相剋摩擦から恐しい災いが出て来る。そこで私は一たび制服を着た者であつても、りつばな人材であれば内部部局の課長以上にもつづけるんだという道を開くことが、私は国家のためによろしかろう、これが保安庁として行くべき道であらうという考えを持つておるから、かような規定いわば制札をはずしたわけでありませう。

○高瀬委員 木村長官に伺います。そういたしますと、この内部部局の第十條に「長官官房の外、左の五局を置く」とあるのであります。防衛局、教育局、人事局、経理局、装備局、これらの部局については無差別平等に、何らの輕重なく、あらゆる局について、制服を着た自衛官であつてもだれでもなれる、こういうことなんですか。

○木村国務大臣 一たび制服を着た者は、いかに有能であつてもこういうポストにつけないということは、よろしくない。だからそういう禁札をはずした方がよい。禁札を掲げることが悪いのだ、こういうことでありませう。

○高瀬委員 そういたしますと、おそらく制服を着た自衛官がだん／＼経験を積み、い／＼な抱負経験を持つて来ますと、部隊の愛情もわたり、いろいろな点がわかつておるから、事実問題として、ほとんどこういう各局局がいわゆる制服の自衛官によつて占められるようになってしまふ。私はそういう結果になると思うのですが、木村長官はいかがですか。

○木村国務大臣 さような結果にはな

りません。文民は全然任務を異にしておるのであります。内部部局においては、あらゆる政策面からして長官を補佐し、片一方の実施部隊の方は、いわゆる実施訓練その他の点から長官を補佐するのであります。全然性格を異にしておるのであります。ただ実施部隊に勤めておつた者でも、有能な士であれば入り得るという道を開くことが、双方の融合のためにいいと私は考へておるのであります。

○高瀬委員 木村長官はそういうことにはならぬと言われましたが、私は断じてなる、こういう意見を持つております。そこで私はちよつと伺いたいのですが、一体統合幕僚會議というものは、この内部部局のあり方というものは、どういふ關係になつておるのですか。

○木村国務大臣 統合幕僚會議は、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、各幕僚長が構成メンバーであります。そしてい／＼の三部隊の統合的の実施訓練なんかの計画を立てて行くのであります。三部隊がばら／＼であつてはいけない。三部隊がともに手を携へて日本の防衛の任に當つて行く。たとへて申しますと、対馬海峡を防衛する、それについては、海の方はどう

だ、陸の方はどうする、空の方はどうする、こういうことについて、三幕僚長が互いに胸襟を開いて、そこで慎重審議する。こういうことは日本の防衛体制を整える上において極めて緊要であらう、こういう趣旨から統合幕僚會議というものを設けたのであります。

○高瀬委員 そういたしますと、この統合幕僚會議というものは、おもに作

戦とか、軍の編成とか、いわゆる實際の上の直接侵略に対抗する操作をやる立場から、い／＼な計画を立てるところと私は解釈しておるのです。長官もおそらくこれについては異議がなからう。それから内部部局の方は、その計画に対してそれが出て来た場合に、装備の点、あるいは国の予算の点、いろいろな点からこれをチェックして、バランスをとる。いわゆるチェック・アンド・バランスの原則に基いて、これらいろ／＼な實際上の問題を大所高所から解決することになるのが、私は内部部局だと思つております。これも異論がないだらうと思つて。そうしますと、結局先ほど木村長官が言われたように、任用資格の制限を無条件で撤廃して、何でもなれるということになります。

○木村国務大臣 同様の思想傾向を持つた実施部隊のちよつと毛のはえたような偉いのが、みんな内部部局に行つてしまふと、自分たちの思ふやうなことが通らなければ、総理大臣でも何でもおどかしてしまふ、こういうことになつてしまふと、この前の軍のようなことになつてしまふ。私はこれを非常に心配する一人なんです。そういう点について長官は一体どういふふうにお考えになりますか。

○木村国務大臣 禁札をはずしたらだちに制服を着た者が内部部局に入ると、そういうことではないのであります。あなたが仰せになつたように、内部部局と実施部隊はまるつきり性格を異にしております。ただ禁札を立てておくことはよろしくない。これは制服部隊であらうが、内部部局であらうが、とも／＼に手を携へて、日本の防衛の全きを期する上においては、やは

り禁札を掲げておくのはよくない。現に内部部局におる者でも、場合によつては制服を着て部隊に行かなければならぬことがあり、また實際において希望者があつて、りつばな人であれば、内部部局に勤めておる者でも制服部隊にやることもあるのであります。有無相通する道を開くことがよろしい。こういう禁札をはずしたためにすべて内部部局の者は制服で満たされるのじやないか、それは論理の飛躍であらう、こう私は考へております。

○飛鳥田委員 今のことに関連しますけれども、制限をはずしてしまふというお話ですが、そういたしますと、内部部局の人と自衛官とは取扱ひ上全部平等になる、こういうことですか。

○木村国務大臣 取扱ひは全然同じくするといふ意味ではございません。ただ場合によつては、そういう者を任用し得るという道を開いたわけでありませう。

○飛鳥田委員 そういたしますと、今度の法律によりますと、内部部局に入つて来る自衛官は、仕事の面においては内部部局の上長の指揮を受け、身分に關しては自己の所属しておる幕僚長、部隊長の統制下にある、こういうふうになつております。こういう条件になつて参りますと、内部部局に入つて来た自衛官は、自分の身分に關しては幕僚長なり部隊長なりによつて支配される。こういう形になりますと、内部部局における自衛官といふものは、平服に對してつと優越した地位を占める。自己の意見を主張して行く場合について強く出られる。しかもその強く出られる根源は、自己の所屬しておる幕僚長なり部隊長、すなわち現場におる人々の

意思を受けて強く出られる。こういう形になるのでありまして、こういうことはむしろ平服に対する自衛官の特権をつくり上げる。こういうことから、かつての軍隊のような形になつて行くのじやないか、こういう懸念を持たざるを得ないと思ひますが、なぜこういうふうな身分を二重にしてあるのか、そうしてこれが特権的に作用しないのか、こういうことにお答えをいただきたいと思ひます。

○増原政府委員 ただいま飛鳥田委員の御質問のありましたのは、法文で参りますと、防衛庁設置法案の第十九条でありまして、「長官は、必要がある」と認めるときは、陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は第二十九条に規定する部隊若しくは機関に所属する自衛官を内部部局において勤務させることができる。という規定をお申し述べになつたわけでありまして、これは自衛官が自衛官たるの身分を持つておりまして、内部部局に勤務することを定めた法文であります。現在の保安庁法にもある規定であります。先ほど来御議論になりましたのは、いわゆる制服の総論のあつた者、一度制服を着た者が、いわゆる内部部局における課長以上の職には任用することができない、この任用というのは、制服を脱いで、セピロを着て参りまして、任用ができる、あるいは制服を脱いで何年かたつておつても、内部部局の課長以上には任用できないという趣旨のもの、現在の保安庁法の第十六条にあるわけでありまして、それを削除して、今度の防衛庁法案には書いてない。すなわち制服を一旦着た者でありまして、その人が内部部局の課長以上

に就任であるという場合には、長官はこれを任用してもよろしいということ、その禁制をつたただけであります。第十九条に書いてありますのは、現在保安庁法にもあるものでありますが、制服を着ており、制服部隊等において勤務をしており、その人を持つて来て、内部部局において仕事をさせることが保安庁全体としての、あるいは防衛庁全体としての能率発揮に適切であるという場合に使うものでありまして、そのものはあくまで部隊所屬として幕僚長等の統制を受け、勤務について内部部局のそれと勤めておる課、局等の統制に服するという建前にしております。

○飛鳥田委員 今の御説のところから文民優位というやうな問題がくずれて行く突破口ができておるのではないかと、このことを伺つたのですが……

○増原政府委員 このいわゆる自衛官が自衛官たるそのまゝの形で長官が内部部局に勤務させるということができないというところは、現在あるわけでございます。そのことは現在の自衛隊、防衛庁になつた場合とかわりはないわけでございます。むしろいろいろ御議論になりましたのは、内部部局における課長以上の職に現在の保安官、警備官たる経歴のあるものは任用してはならぬといふやうになつておつたものを今度とつた、それがぐあいが悪くはないかという趣旨であるかと思ひますが、これは先ほど来長官からる説明をいたしまして、そのやうに、その制限を設けておくことが、平服、制服の間の融和と一体をなすことに適當でないといふ見解のもとに新しい法案にはそれを削除した、こういうことになつて

おるわけでありまして。

○稻村委員長 重要ですから委員長から尋ねておきますが、それならば自衛官が課長以上のものになるときは、自衛官たる現職のまま課長にはなれないという解釈でよろしいやうでございますか。

○増原政府委員 必ずしも法文上そう解釈されなければならぬということもないやうにも考えますが、ただいまの自衛官のまま勤務させるということとは一般的にいへば補助的な仕事であります。主流に入りまゝ場合には、やはり制服を脱いで平服になつて入るといふやうに解釈をすべきものと考えます。

○高瀬委員 そういふ点についておそれなくとせば少将級の人が内部部局に入つて、局長になる場合は、少将として入るのではなく、高瀬なら高瀬といふ資格で入るのだと私は解釈しております。それはそれで結構でございます。しかしながら要するに統合幕僚会議といふものと内部部局のいわゆる制限資格、任用資格無制限撤廃ということ、わが国のようなまだ民主主義がほんとうに確立していない国、それから日本のような国民性のところでは、なかなか幕僚会議と内部部局の会議といふものが対峙的な存在になり得ない根本的な原因をつくるのではないかと、私はこの点に対して非常に大村長官と意見を異にしておるわけでございます。その点はよく運用をうまくやつて行かなければ、民主主義的な軍隊ができないと考へておりますので伺つたわけですが、これに対する私の結論はやめまして次に参ります。

設置法案の第四十二条に「国防に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国防会議を置く」というのがあります。しかもその国防会議の内容として、「内閣総理大臣は、左の事項については、国防会議にはからなければならぬ。」「国防の基本方針」、「防衛計画の大綱」、「前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱」、「防衛出動の可否」、「その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」といふやうにいろいろなことが書いてあります。しかしながらただ国防会議の内容については、第四十三条に「国防会議の構成その他国防会議に關して必要な事項は、別に法律で定める。」といふことが書いてあるだけなんです。これは一体どうしてこういうことになつておるのですか、これをちよつと伺ひたい。

○木村國務大臣 国防会議の構成をどうするかというやうなことは、相當國家將來にわたつての大きな重要事項とわれわれは考へております。そこでこの法案をつくるときから今日までいまだこの構想が十分にでき得ないのであります。早々の際にさうに國家百年の計にわたるやうなものををつくることはどうかと考へまして、十分慎重に考慮し、各方面から資料を得て、この構成をどうするかといふことは、むしろ法律で定めて十分なる御審議を願うのがよからうと考へて、これを法律の作成にゆだねたのであります。いずれその構想がなつて、原案ができましたならば、御審議を願ひたいと思つております。

ますけれども、国防会議の構成の内容によつては非常に重大な影響がある。たとへば文民優位の原則がおそらく基幹をなすわけで、この国防会議の構想といふものをこの内閣委員会に示していただかなければならぬ。審議ができないと思ふ。ただ重大だから将来法律でもつてきめるのだ、こういういふいかげんなことでわれわれにこの法案を審議しろといつても、国防会議の内容がわからなければ審議ができない。一体国防会議の中に民間人を入れるのか入れないのか。あるいは国防会議は閣僚だけでやるのか。政府内部では、保安庁では、国防会議は閣僚のみでやる方がいいという意見が圧倒的だといふことを私は聞いておるのですが、木本長官の御構想を伺つておきたい。

○木村國務大臣 まだここで申し上げるまでの結論に達していません。改進黨において議論もあるでしょうから、改進黨においてきまつておれば、どうかその御意見を承りたいと考へております。

○高瀬委員 私は大いにあります。あるけれども、この機会に申し上げる段階にありませんから私は言いませんが、その議論の材料として、担当しておられる長官の御構想を伺ひたいのです。いかがですか。

○木村國務大臣 私も今しきりに練つておるのであります。まだ結論に到達いたしていません。結論に到達いたしましたら申し上げたいと思ひます。

○高瀬委員 それではこれの審議中に御結論に到達いたしますか。

○木村國務大臣 それははつきり申し上げることはできません。

○高瀬委員 それでは伺ひますが、こ

○高瀬委員 これは非常に重大だと思
うのですが、レイ・ジョンソンとい
うものが、日本における国連軍が十箇
師団必要だということを言っておる
という正式なレポートをアメリカ政府に
対して出しているのですから、こうい
う点について、アメリカから言われな
くとも、少くとも自衛軍をつくらうと
いう、その責任者である木村長官ある
いは政府は、こういう点があれば当然
これはついでに聞く必要があると思
うのですが、この点はいかがですか。

○木村國務大臣 繰返して申すよう
であります、アメリカが何と言おうと
日本は日本独自の考え方があつた。で
ぬものはできぬのであります。われわ
れは、日本本位でやるよりいたし方が
ありません。そういう数字は、アメリ
カがどういう意圖をもつて発表された
かわかりませんが、われわれとしては
われわれの考えを持つて推し進むより
ほかに道はないと考えております。

○高瀬委員 それではそういう点は將
来聞くつもりもないし、今まで聞いた
こともない、こういうことなんです
か。

○木村國務大臣 私は、三十二万五千
ですか、そういう数字はアメリカ当局
から正式に聞いたことはありません。
また將來でも、われわれは日本独自
で考えて行かなくちやならぬ。これはア
メリカも必ずそういう場合においてわ
れわれの意見は率直に聞き入れるもの
と考える。私は、アメリカも日本の国
情を無視した無理なことは決して言
はずがないと考えております。

○高瀬委員 それじや全然聞いたこと
もないのですか。

○木村國務大臣 それはしばしば／＼申
し

上げた通りです。私は正式に三十二万
五千という数字は聞きません。

○高瀬委員 それでは海、空軍につ
いてはどうですか。

○木村國務大臣 海、空軍につきま
しても、どの程度まで日本に拡張しな
んというところは、アメリカは特に正
式に言つて来たことはありません。

○高瀬委員 このMSA援助は、その
国の防衛計画の規模に基いて行われ
るものであると解釈しております。こ
れはただ無条件に、計画も何もなしと
ころへMSA援助を今までアメリカがや
つたことではない。アメリカではかねて
からそういうことを言明しておつた。

何ら計画のない国に軍事援助が行われ
るなんというべらぼうな常識は全然な
い私は考える。この交渉の際に、日
本の国防計画の提出をアメリカは日本
に要求したのですか。全然要求され
たことはありませんか。

○木村國務大臣 われわれは、二十九
年度の予算に盛り込まれたような程度に
いて計画を立てておるのであります。
その計画は、まさにアメリカも承知し
ていておると思ひます。それに基いて
MSA援助を今受けておるわけであり
ます。後年のことについては、またわ
れわれは日本の財政計画その他を勘案
して計画を立てて行く、これはおそら
くアメリカとの折衝になるだらう、こ
う考えております。

○高瀬委員 私の聞いているのはそう
いうことでなくて、一体アメリカから
日本の国防計画の提出を要求されたこ
とがあるかないかというのを伺つて
おる。

○木村國務大臣 私に對しては正式に
さような要求は来ておりません。

○高瀬委員 あなたはなにもおつしや
るけれども、政府に對してはいかがで
すか。

○木村國務大臣 いろ／＼聞いてお
るでしょうが、正式にさようなことがあ
るとは私は聞いておりません。

○高瀬委員 その点は私は非常に重大
だと思ふ。あなたは聞きにならな
くとも、政府にこの国防計画の提出の要
求があつたかどうかということにつ
き、あなたは保安庁長官としてそのく
らいのことを知らぬはずがないと思
う。私にないから私は知らぬ、それで
一体国防計画が立ちますか。

○木村國務大臣 私はそれだから二
九年度の計画を立てておると申し上げ
たのです。二十九年度以降の計画につ
いては、まだはつきりした計画は立
てないのではありません。

○高瀬委員 私の考えでは、そんなこ
とは要求されなくたって積極的に当然
そういう計画は立てるべきだ。こうい
うふうで考える。それをあなた方は計
画を立てて、国会にちゃんと公表すべ
きであると私は思つておる。これがほ
んとどうの保安庁長官の責務だ、仕事
だ、義務だとは私は思つておる。全然あ
なたにはこの計画はないのですな。

○木村國務大臣 私はしばしば／＼各委員
会において言つております。計画は立
つべきであるが、いまだ確定的の計
画は立っていない、それは日本の財政
その他の面からいへば検討しなくち
やならぬ、ことに兵器の進歩が著しい
時代には確定的の何年計画というもの
は立てるべきでない、われわれとして
はそのとき／＼に日本の財政計画にマ
ッチした計画を立てるべきである、し
かし一応の目途というものは立てるべ
きであらうとわれわれは考えて、せつ
かく検討中であるということをししばし
繰返しておるのであります。

○高瀬委員 それでは伺いますが、昨
年十一月二十六日に、保安庁では、航
空関係を除いた防衛五箇年計画を新聞
に発表しておる。これはMSA受入れ
交渉に必要なためにつくられたと思
うのですが、そういうことはありませ
んか。その内容は当時の新聞にかなり詳
しく出ております。私はこの前の内閣
委員会においてもそれを聞いた。その
後これらが国会で発表されるとわれ
れは思つておつたところが、いまだに
公表されておらない。これは一体どう
いう理由ですか。

○木村國務大臣 新聞で発表しとい
う事実はありません。あなたが新聞で
発表したと言ふのはどういふ根拠に基
いて言われるのですか。

○高瀬委員 私は新聞で見たのです。
○木村國務大臣 新聞に発表しと言
うが、保安庁で発表しなければ新聞に
は出ないはずだと思ひます。

○高瀬委員 それでは木村長官は、三
月三日の予算委員会において、わが党の
須磨委員の質問に對して、防衛計画に
ついて立案を要求したところが、それ
を今立案中だと言われた。そういうこ
とはありませんか。

○木村國務大臣 いろ／＼な点から検
討してわれわれは案を立てたいと思つ
てやつておるのであります。しかしそ
れは急速にはな／＼立たない。今申
し上げました通りあらゆる角度から検
討を要することでありま。財政計画
も確定的のものが立たぬことは当然で
あります。また今申しました通り、兵
器の進歩その他からして確定的のこと

はな／＼立ちにくい、しかし検討は
しており、早急にはやりたいが、これ
はな／＼容易じやないということを
しばしば繰返しておるわけでありま
す。

○高瀬委員 それでは防衛上の機密事
項であるから発表しないというので
すか。

○木村國務大臣 秘密事項だから発表
しないというのじやありません。まだ
確定的の案を得ていないというのであ
ります。検討中だから、検討中の案は
確定してないというのであります。

○高瀬委員 それではアメリカ側から
発表をさしとめられたという事実は
ございせんか。

○木村國務大臣 さようなことは全然
ございせん。

○高瀬委員 それでは伺いますが、昨
年の九月二十七日に吉田総理とわが党
の重光総裁とが鎌倉で會つたときに、
一体彼らの申合せでどういふことを言
つておるか、これは日本の経済力に
對して長期防衛計画を立てて、自衛軍を
創設して、直接侵略に對抗するとい
うように意見の一致を見たと言つてお
るように思ふのです。こういう共同声
明まで出しておいて、それで政府は一
向に長期防衛計画を国民に示してい
ない。国民の立場からすれば、何年
にどれだけの防衛力を持つかという
国防の基本方針が明らかにされないで、
初年度に人員を四万一千名増員する
とか、防衛費を二百億増すのだとい
うことだけ知らされて、あとは目隠し
されておるのです。これで一体納得が
行きますか。これは重大なる責任だと思
ひます。これをはつきりさせなければ
国民の疑惑は積るばかりで、かえつて

反発させる結果になる。そういう点について、ただ研究中だ、と言つて、こういう重大な法案を出して、ただその日暮しでやつて行つて、それで一体責任が果てますか、どうなんです。

○木村国務大臣 私が高瀬君とは全然意見を異にしております。われ／＼といたしまして一國の防衛計画を立てるという事は、なか／＼容易なものじやありません。またいたずらにそういうようなものを輕率に立てて國民を惑わすようなことがあつてはならないので、これは各方面から検討してやらなければならぬ。しかもアメリカにおいては、いわゆるニュー・ルック戦略とか申しまして、前の国防計画をまつた一新したような計画を立てております。これはそのとき／＼によつて大いにかわらざるを得ない。長期の防衛計画といふものはいたずらには立てられないものだといふことは、しば／＼繰返して言うておるのであります。そこでさしあたりの問題として、二十九年ではこう、三十年ではこうというやうな目途をつけてやるのがわれ／＼は適當であらうと考えております。しかしながら、一応の長期計画といふものは、立てられれば立てるに越したことはないといふので、繰返して申すやうであります。われ／＼としては各方面の資料を集めて検討中である。吉田・重光会談においても、長期計画が立つたとは言つていない、立てるべきである、こういうことと私は了承するのであります。しかもそれを立てるといふことはなか／＼容易じやない、いたずらに先走つて確定的なやうな案を出すことは、かえつて國民を惑わすやうな結果になるのではないか、この私

は考えております。

○高瀬委員 木村長官の立場ももつて、いつまでもこういうふうにして、案がないとか、研究中だとかいふことでずつと引延ばして行くのか、また時期が来れば発表するのかしないのか、一体その時期はいつなのか、こういう点をどういふようですが、私も私どもの立場がありますからほつきりと伺つておきたい。

○木村国務大臣 お答えいたします。國際情勢、日本の政治情勢、あらゆる観点から勘案して研究しなくてはならぬのであります。そこでいつそれができるか、いつ発表するか、そういうことはここで私はお約束はできません。

○高瀬委員 その計画が全然ないならいと言つてもけつこうです。それから将来計画を立てるつもりであるなら、いらないないない、またその時期はいつか、この際どういふようですが、もう一回伺つておきます。

○木村国務大臣 一応のめどをつけたと思つて、今一生懸命各資料を集めて検討中であります。しかしながら、その時期等についてはここで明言することはできません。

○飛鳥田委員 さつきから伺つておりますと、アメリカと日本は防衛折衝をしたことがないといふふうに伺えるのですが、それはほんとうですか。

○木村国務大臣 私に關する限りにおきましては、さようなはつきりした計画を彼に示したことはないのではありません。ただ二十九年度においてどれだけのものを日本は増強すべきかといふことについてわれ／＼案を立てて、その結果MSA援助を受けることになつたのであります。

○飛鳥田委員 私に關する限り、私だけに關してはどういふお答えですが、私は、政府は、と伺つておるのです。木村長官は御自分だけの問題として御答弁になつておられますが、御自分だけといふやうなことは、あなたが内閣の閣僚の一人である限りはあり得ないと思ふのです。もう一べん伺います。政府はアメリカと防衛折衝をしたことがあつたのですか、ないのですか。

○木村国務大臣 私は保安庁長官としてその責任についておきます。保安庁長官としてさやうなことをやつたことはない。しかし二十九年度の防衛計画については、アメリカに示して、どれだけの援助を受けるかといふことについて今交渉中であることはしば／＼繰返したところであります。

○飛鳥田委員 くだいようですが、保安庁長官としてのあなたの職務の中には、もし政府がアメリカと防衛折衝をやつた事実があれば、それを知つていなければならぬといふ部分を含みますか、含みませんか。

○木村国務大臣 外務大臣がすべて折衝の部面に當つておるのでありますから、外務大臣が私に知らすべきが適當であると思ふものは知らずであらうと考えております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、もし政府とアメリカとの間に防衛計画に關していろ／＼な話合ひがあつたとし、それは先ほど来あなたのお説明のように、わが國はわが國独自でやるのだ、齒牙にもかけない、男でござるという程度の資料としてわれ／＼評價

しておつてよろしいんですか。

○木村国務大臣 われ／＼は二十九年度の計画を立てるについても、各方面からの資料、ことに日本の財政計画その他のを勘案して立てるのであります。決して保安庁長官が独断でもつてやるわけじやありません。大藏當局とも話し、あるいは通産省とも話し、いろいろ各方面から検討して立てたのであります。決して保安庁長官が独断でやつたものではありません。

○飛鳥田委員 そういたしますと、あなたが防衛計画を立てるに際して各方面の意見を徴する、そういう場合、アメリカの意見といふものは、アメリカの要求といふものは、そい／＼各方面の意見のうちの一つにしか過ぎない、いわゆる聞きおこつた程度、それでもよいのだ、こういうやうなお説ですか。要するにその重要度をお示しいただきたい。

○木村国務大臣 アメリカからいろいろなことが、要求といふことはありますが、それが、申出があつても、日本できなければできないのであります。アメリカもまたこれについて、しつて日本の國情を無視して無理押しをしようといふことはありません。そこでいろいろいろな見地から双方の意見が一致するのであります。決してわれ／＼は、無條件にアメリカの申出を受入れる何はありせん。

○飛鳥田委員 最後に、この問題はこの議會の中で議論をせられてゐることではなしに、今の御答弁は國際的な波紋を持つ、価値を持つと思ひますから、もう一べん念を押して伺つておきます。アメリカが何を言つて来てもおれの方で聞けないものは聞けないのだ、こういうふうにとつてよいのです。そういう態度であなたはいらつしやる……。

○木村国務大臣 われ／＼といたしましては、日本の國情を無視したことはできないのであります。いかにアメリカの申出があつても、日本でできぬものはできないのであります。これはアメリカもよく承知しております。アメリカも決して日本に無理押しはいたしません。そこでアメリカの言ひ分も十分聞き入れるが、日本でできぬことはできぬと言ふよりほかいたし方がありません。日本の國情に相応して、そうしてアメリカと十分協調を保つた上でやつて行くのであります。

○飛鳥田委員 けつこうです。

○高瀬委員 小龍政務次官がお見えになつておりますから、簡単に一つ伺います。最近日米交換文書——いやにいんぎん丁重な交換文書を岡崎外務大臣とアメリカ大使とが交換して、防衛分損金が二十五億減額されたやうであります。そういう事實は公式に発表されておりますからあつたと思ひますが、一体どういふ標準で二十五億——ぼくらに言わせれば百億でも二百億でもいいと思ふ。一体どういふ標準でこういうことに相なつたのですか伺いたい。

○小龍政府委員 標準といへば、はつきりしたことは申しにくいのでありますけれども、日本の防衛の費用がふえるといふことに對して、先方でも考へるやうに減額するやうにとりきめをすることが日米間の行政協定にも出ておりますので、双方話し合ひの結果あれだけ減額することにきまつたわけでありま

す。今後もアメリカの駐留軍が非常に減るといふことになればさらに大き

だ、こういうふうにとつてよいのです。そういう態度であなたはいらつしやる……。

○木村国務大臣 われ／＼といたしましては、日本の國情を無視したことはできないのであります。いかにアメリカの申出があつても、日本でできぬものはできないのであります。これはアメリカもよく承知しております。アメリカも決して日本に無理押しはいたしません。そこでアメリカの言ひ分も十分聞き入れるが、日本でできぬことはできぬと言ふよりほかいたし方がありません。日本の國情に相応して、そうしてアメリカと十分協調を保つた上でやつて行くのであります。

○飛鳥田委員 けつこうです。

○高瀬委員 小龍政務次官がお見えになつておりますから、簡単に一つ伺います。最近日米交換文書——いやにいんぎん丁重な交換文書を岡崎外務大臣とアメリカ大使とが交換して、防衛分損金が二十五億減額されたやうであります。そういう事實は公式に発表されておりますからあつたと思ひますが、一体どういふ標準で二十五億——ぼくらに言わせれば百億でも二百億でもいいと思ふ。一体どういふ標準でこういうことに相なつたのですか伺いたい。

○小龍政府委員 標準といへば、はつきりしたことは申しにくいのでありますけれども、日本の防衛の費用がふえるといふことに對して、先方でも考へるやうに減額するやうにとりきめをすることが日米間の行政協定にも出ておりますので、双方話し合ひの結果あれだけ減額することにきまつたわけでありま

す。今後もアメリカの駐留軍が非常に減るといふことになればさらに大き

な減額があるかもしれませんが、標準というのではなしに、双方の話し合いによつてこれだけ減額するということにきまつた次第であります。

○高瀬委員 この交換文書によりますと、日本国が漸増的に自国の防衛のため責任を負いつつあることを閣下に通報し、と書いてある。ですから、漸増的に自衛力を強化するという責務を日本が負つてゐることを閣下に通報した。だから一体どれだけ漸増したから一たいま審議の対象になつてゐる自衛力を四万二千増強すれば、これが二十五億の減額である。五十億ならばその倍、百億ならばその四倍、こういうふうにならば標準でもあるのか。これはただ恩恵的なものか、どういふものか、これが非常に大切だと思ふ。政府は一体努力をしたのかどうか。二十五億のところを百億減額も、努力をすれば外交交渉でできたかもしれない。一体努力をしたのかどうか。その標準もちつともわからぬ。いんぎん丁重な交換文書を新聞で発表されても、われわれ国会としては非常に疑問に思ふのです。それから漸増的に日本が自衛力を増強したときに、それじや防衛分損金を減らす、こういうアメリカ軍の撤退のプログラムがあるのかどうか。一体アメリカ軍撤退のプログラムの内容を日本政府は提示を求めているのかどうか。そんなことはおかまいなしに、向うが恩に替せて、今度は二十五億七千二百万円を分損金から減らしてやる、来年はお前たちのやり方によつては恩恵的に百億減らしてやる、これじや突にならぬと思ふのです。しかもこの交換文書の中にあるいんぎん丁重な文句にも非常に開きがある。です

からこれは外務省として、あるいは日本政府として非常に重大だと思ふのです。だからどういふ標準でこれを減らしたのか、またそれについて努力したのか、また米軍撤退のプログラムが日本政府に提示されたのかどうか、こういう点をひとつ伺つておきたい。

○小瀧政府委員 いづれ撤退するかというプログラムというふうなものは、決定してゐるものではない。これは高瀬さんですでに御承知の通り、極東の情勢にもよることでありまして、日本の自衛力漸増の程度にもよることでありまして、あらかじめプログラムがきらんときまつてゐるものでございせん。この交渉につきましては、これも新聞紙等で報道しておつたと思ひますが、実は日本側としてはもつとより多くの減額を要求したしたのであります。しかしながら一方、日本の方では漸増の計画はありますが、同時にアメリカの方の必要とする費用というものは、米軍の駐留しておる量が急に減るわけでもない、それほど減らないというふうな双方の関係をよく勘案いたしまして、話し合いの結果結局二十五億円ということに決定したのであります。

○高瀬委員 そういたしますと、これはやはり一種の恩恵的なものではないかですか。

○小瀧政府委員 いや恩恵ではなくして、行政協定の二十五条の第二項の(b)項の規定に基づく減額であります。

○高瀬委員 日本側が何ら要求をしないうで、こういうものがきまるとすると、要求してもつけられてしまふ。ただいま政務次官の言うのには、要求したけれどもつけ飛ばされてしまつた。そうなる

とこれは恩恵的なものですから、毎年毎年減額の恩恵があるかどうか首を長くして日本政府は待つという結果になつて、たとえばこのMSA協定でアメリカの大使が言つたように、日本の自衛軍がだんだんと増設して、みづからを防衛するようになったらアメリカ軍が撤退するやうになつたことは、非常に秩序的に行われぬ。その点ではすこぶるあいまいになつて恩恵的なやつてしまふと思ふのですが、これは簡単なことですから、私は非常に自分で注意を引いた点だと思いますから伺つておきたい。

○小瀧政府委員 恩恵というのでは決してなくして、今申しました行政協定の条項に従うところの減額でありまして、ただ交渉をいたしましては双方の立場があることであるから、そこで結局双方から見ると大體適正と思はれるところをきめなければ、いかなる外交交渉も一方的な主張をあくまで通すというものは、これは松岡外交においては行われたかもしれないが、なかなかそういうことは期待できないのであります。相互の主張を調整して適当なる妥結点を見出すという以外には方法がなからうかと考えます。

○高瀬委員 それではその問題はそれだけにいたしまして、再び木村長官に伺ひます。

一体自衛隊の幹部の任免について――幹部の任免なんてそんな簡単なことを言うなどといわれるかも知れませんが、これは私にとつてはちよつと重大なんです。この法案を見ますと、武官に当る自衛官の最高の地位にある統合幕僚會議の議長、あるいは各幕僚長、いずれもこういう相當重要な地位にあるこ

れらの人を長官が任免することになつてゐるのですが、その通りでよろしいのですか。

○木村國務大臣 そうであります。今度できます防衛庁長官が任免することになつております。

○高瀬委員 この武官の任免はきわめて重大であつて、アメリカなんかでは将官はすべて国会の同意を要することになつてゐるやうであります。このような武官の任免というやうな最高的人事は、やはり国会に付議するか、少くとも内閣総理大臣の任免するところになければならぬと思ひますが、あなたもそうお考えになりませんか。

○木村國務大臣 内閣総理大臣が絶対最高の指揮命令権を持つておつて、そのもとに長官が指揮命令権を持つてゐるのであります。その長官が自分の幕僚を任免するのは私はさしつかえないと考えております。

○高瀬委員 それでは全然国会に諮らないうであなた一存で将官に当る人の任免をやる、こういうわけですか。

○木村國務大臣 任免は長官がするものであります。これは閣議に諮つて任免するのであります。

○高瀬委員 それではこの防衛庁設置の問題について伺ひたいのですが、この法案を見ると内閣総理大臣の地位といふものが非常に重大だと私は思ふ。この自衛隊法第七條によりますと、

「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。」といふやうに言つてゐるが、最高の指揮監督権を持つのは、一体行政府の最高機関としての地位にある総理大臣であるのか、それともそうでないのか、これをちよつと伺つておきたい。

○木村國務大臣 七條の方は内閣の首班であります内閣総理大臣が指揮命令権を持つております。

○高瀬委員 つまり行政府の最高機関としての地位の総理大臣、そういうわけですか。それではこの最高の指揮監督権というのは、昔の旧憲法の三十何條でしたかちよつと記憶しておりますが、旧憲法の天皇の持つ統帥大権に該当するやうに思ふのですが、違ひますか。

○加藤政府委員 私からお答え申し上げます。第七條の規定は、憲法第七十條の内閣総理大臣が内閣の首班としたしまして内閣を代表して行政を指揮監督するといふ規定を第七條のやうな表現にしたものであります。これによりまして統帥的な権能を与えたといふ趣旨ではないのであります。現在の憲法に規定したところを別の表現で書き加えたといふだけであります。

○高瀬委員 それではこの防衛庁設置法案の第三條の中に「防衛庁の長は、防衛庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。」とありまして、しかも防衛庁長官は内閣総理大臣の指揮監督を受けるといふやうにあります。そうするとこの場合の内閣総理大臣といふのは、各省大臣としての地位にあるところのミスター吉田、こういうことになるのですか。

○加藤政府委員 防衛庁設置法案の方、第二條の方に「國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、總理府の外局として、防衛庁を置く。」と書いてあります。第三條はこれを受けたのであります。防衛庁の長官は總理府の外局である防衛庁の長官でありますので、当然これは各省大臣としての内

閣議理大臣の指揮監督権ということになります。

○高瀬委員 よくわかりました。それではこんな重大な自衛隊というものを預かっているところの防衛庁をなぜ省としないのですか。木村さんは、防衛庁なんてけちな――いわゆる行政庁の各省大臣としての内閣総理大臣から指揮命令を受けるような、そんな不見識なことをやめて、いわゆる独立の防衛大臣、防衛省というふうになぜおやりにならないか。はなはだどうもたよりないと思ふ。これはいかがですか。

○木村国務大臣 そういう考え方も大いにあろうと考えております。しかし今の段階においては、これが適当だとわれわれは考えております。

○高瀬委員 これは非常な見解の相違ですが、ただいまのようなことにして、防衛庁なんてけちな立場にしておきますと、私が関知する限りではこうじやない、政府はどうだかわからないなどということになつてしまいます。しかもまた一方、総理大臣に権力が集中して行く。それだけにそれを防ぐ方法がない。だから、やはりこれはどうしたつて防衛省にして、あなたが防衛大臣におなりにならなければ、私どもはちよつと了解ができません。最後に敬意を表したわけではありませんが、実際私はほんとうにそう思つてゐる。ですから、ぜひ早くそうしていただきたい。こんなけちな機構じやだめですから、この点、われわれは修正するかも知れません。

なお私は、最後に總括的に緒方副総理の所信をただしたいことがあるのでありますが、きょう何か都合があつて来られないという話ですから、約五分

くらいかかると思いますが、それは今保留しまして、この次緒方さんが見えたら、この總括質問の結論だけを書べて、政府の所信をただしたいと思ひます。

本日はこれで終りにいたします。
○稲村委員長 飛鳥田一雄君。
【委員長退席、平井委員長代理着席】

○飛鳥田委員 この二法案について總括的な質問をいたすのでありますが、大体の部分については、すでに各委員会で論議が尽されておるといふ実情でありますので、残つたほんのわずかな部分と重要な部分を繰返して伺ひます。そこで第一番目に憲法関係、第二番目にはMSA協定の関係、第三番目には自衛隊創設のたつた結果、こ

ういうことについて私は順次伺つて行きたいと思ひます。

第一の憲法関係ということになりますと、もう論議し尽された感じのする言葉であります。当然戦力という言葉が出て参ります。この戦力という言葉について、今まで各大臣の述べられた定義を伺つておきますと、種々雑多であります。侵略戦争をする能力のあり方とか、その他いろいろのものがあ

ります。最終的にいかなる定義を伺つておいたらよろしいのであるか。この前の委員会でも木村長官から、近代戦を遂行することのできる総合戦力というふうにとつたと思ひますが、これを戦力の定義の決定版として伺つておいてよろしいものかどうか伺ひたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。政府の見解はまさにその通りであります。それが要するに日米安全保障条約

の前文に掲げられております。外国に對して攻撃的脅威を与えるような勢力、この二つのものはまったく表裏一体をなすものと考へております。言葉の使い方が違ふだけのことです。内容、根本においては近代戦を遂行し得るような装備戦力、こう解しておるのであります。

○飛鳥田委員 ここに弁護士としても大先輩の木村長官がおられ、うしろにも大先輩の鈴木先生がおられるのであります。おおよそ言葉の定義を下す場合に、他の未定義の概念を持ち込んで定義するといふようなことが正しい定義であるかどうか、私としては疑問にたえないのであります。たとえば今のお説の中には、近代戦などという言葉が出て参りましたが、近代戦とは一体どういふものであるか。これも非常に種々雑多な議論のある言葉だらうと思ひます。

そこでそういう概念のいまだ定まらざる言葉をまた持ち込んで言葉を定義するといふことがいかにどうか。それから近代戦とはいかなるものであるか。これについてお説を伺ひたいと思ひます。

○木村国務大臣 憲法第九条第二項の戦力については、一定の定義はあります。おそろく学者のうちにもいろいろの説を異にしておつて、一定の定義がないのであります。そこでわれわれといたしましては政府の見解を示せば、ただいまのように近代戦を有効的確に遂行できる戦力である。しかし近代と

いうのはいふゆる常識的に判断して現代におけるものをさすのである。要するに時と場合において異なるのであります。近代はつまり現代と解釈され

てよろうと私は考へます。

○飛鳥田委員 おそろくこういうことを押問答しておりましたもきりが無いと思ひます。そこで近代戦という言葉に關して具体的なことから伺つて行きたいと思ひます。一番共通でだけでもわかりやすいところから出発したいと思ひます。

アメリカが広島に持つて参りました原子爆弾、この爆弾の持つておつた破壊力、こういう破壊力を持つておれば近代戦を遂行する能力がありますか、ありませんか。

○木村国務大臣 原子爆弾そのものがただちに近代戦遂行の主力組織といふことは言ひ得ないのであります。このことは言ひ得ないのであります。この原子爆弾にも原子爆弾を積んで行くべき飛行機があるであらうし、それに付随したいろいろな部隊があるであらうし、つまりわれわれは総合したものを考慮に入れて、これを対象とすべきであらうと考へております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、広島に加えられた程度の破壊を具体的に実行できる、それが近代戦を遂行する力、こういうふうに乗つてよろしいですか。

○木村国務大臣 原子爆弾を持つておけるような大きな総合部隊は、むしろ近代戦を遂行し得る力でありまして、憲法第九条第二項の戦力に、われわれは該当するものと考へております。

○飛鳥田委員 ところがもしそうだとすれば、あなたの現在指揮しておられる保安隊はすでにその力を持つておる、こ

う言つてもいいのではないかと思ひます。たとえばその一つの例といたしまして、去年の十二月二十日付の東京

タイムズを見ますと、あなたの指揮しておる保安隊は火力を集約した戦闘効率から見ると、昔の日本が持つておつた軍隊の十倍ないし十五倍の戦闘力を持つてゐる、従つて現在の日本は保安隊十一万五千人で旧陸軍の五十万に七十五個師団に相当する戦力を持つてゐることになる、こういうふうになつてお

ります。また、広島に落された原爆の破壊力が約八百トンの弾薬に相当するといわれているが、とすれば、保安隊一管区三時間の集中砲火は広島と同規模の都市をほとんど全滅させるわけである、こ

ういふことがいわれております。これは第一幕僚監部の某作戦謀略が述べられたものであるといふふうに乗つておられますが、これで見ますと、あなたの指揮しておられる保安隊は、すでに広島を破壊したあの原爆と同様な威力を発揮する力を持つてゐる、こ

ういふことになると思ふのですが、この点について、そういう火力を持つておられるかおられないか、この点と、もう一つは、こ

ういふようなものが近代戦遂行の能力なしとどうして言えるのか、この点を伺ひたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。が、かりに今保安隊の持つてゐる装備、火力が、広島で投げられた原子爆弾に相当するような力を持つておつたとしても、必ずしもそれは近代戦遂行の総合戦力といふことは私は申すことができません。先刻申し上げましたように、原子爆弾そのものが決して近代戦遂行の能力といふことは言えない。これを持ち運ぶ飛行機があり、あ

るいは操縦する者がある、これによつて判断すべきものであります。われわ

れ

これの考えるところによりますと、憲法第九條第二項の戦力の禁止規定は何を理由とするか、これは他国の侵略の具に供するやうなことがあつてはならぬ、再び他国侵略の愚を繰返して日本を破滅に陥れるやうなことがあつてはならぬといふことから禁止されておるのであります。かりに日本に原子爆弾を一つ持ったからといつて、これを運ぶ飛行機がなければ他国を脅威し他国を侵略するやうなことはできないのであります。従つて、それだけでもつて近代戦遂行の能力、すなわち憲法第九條の戦力には該当しないことはきわめて明白なものであります。日本でかりに陸上部隊が相当数あつて、これに相当する火力がありといふにしても、これを輸送するところの船舶、これを護衛するところの艦船がなければ、他国に脅威を感じしめるやうなものにはならないのであります。従ひまして、われわれは憲法第九條第二項の戦力に該当しないものと考えております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、結局他国を脅威する段階に至らなければ、いかなる武力を持つといへどもそれは戦力ではない、こういうお説ですか。

○木村國務大臣 憲法第九條第二項の戦力といふことを禁止したのは、まさに他国に対して侵略の具に供するやうな陸上部隊を持たせないといふことにあるのであります。また日本をただ防衛するだけであれば、そんな無謀なたくさんの兵力を持つことはないのです。概念論として、日本において五十万も六十万も陸上部隊を持つ、そんなばかげたことは、日本を防衛するだけであればできないはずなんです。

これを他国の侵略の具に供せんとするところにおいて、大きなものを持たんとするところにおいて初めて危機の念が起るのであります。今申し上げました通り、われ／＼は、これから創設せんとする自衛隊におきまして、ただ外部からの武力侵略に対して対処し得るやうな実力を持たせたい。決して再びこれを他国の侵略の具に使われるやうなものにしたくないといふことにおいて考慮を払つておるのであります。今仮想の、日本だけにどめておいて何十万といふやうなものを持つやうなといふことはわれ／＼は決して考えておりません。

○飛鳥田委員 押問答するようでおかしいのですが、結局戦力になるかならぬかといふことは、他国侵略の意図を持つかないか、他国侵略の能力を持つかないかといふことにかかつてゐるのですか。そういう解釈は初めて伺つたのですが……。

○木村國務大臣 意図の問題ではありません。實力の問題であります。それで、近代戦を有効的確に遂行し得る實力といふのは、裏を返せば、他国に攻撃的脅威を与えるやうな實力だ、私はこう言ふのです。帰するところは、憲法第九條第二項の戦力禁止の規定は何を理由とするかといへば、さやうな力を持たせないといふことにあるから、これは表裏一体をなすものとわれ／＼は考えております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、現在世界で他国侵略をなし得る戦力を持つてゐるのは米ソに限られるように思いますが、それ以外の国はすべて戦力ではない——これは憲法とは関係ありませんよ。戦力ではないというお考えに到達するのですか。

○木村國務大臣 それはおの／＼の實力の内容を十分検討しなければならぬと考へておりますが、必ずしも米ソだけに限つたものじやないと私は考へております。

○飛鳥田委員 ここでこの議論を何べん繰返してしましてもきりのないこととありますから、この程度でこの問題を打ち切りますが、問題はこういうことではないかと思ひます。すなわち、木村長官が、これが戦力であるかないか、戦力となるためには他国を脅威する力を持つ、持たなければ戦力とはならぬといふやうなお考えをいかになすつたとしても、それはあなたの主観にとどまつてゐるのであつて、世界がこれを何と見るかといふことであると思ひます。世界の輿論がこれを戦力と見るか見ないかといふことになつて来る。こういう世界的な視野を離れていたずらに議論を上げ下げしてみたところで意味がないこととあります。そこで、世界はこれをどういふやうに見てゐるかといふことから考へて参りますと、先ほど申し上げましたやうな火力を持ち、これを実行する能力を持つてゐる組織された武力集団を世界はすべて軍隊と呼んでゐるのではないか。スイスの軍備について見てもしかり、フィンランドの問題について見てもしかり、その他の各国の軍力を見ましても、この程度のものはすべて戦力といふやうに呼んでゐることは間違ひがないと思ひます。特に日本だけがひねくられて、憲法との関係上こう解釈をするのだといふやうなことを言つてゐるにすぎない。こういう点について、世界的な水準から見ればこれは戦力の中に入らぬか、これを伺ひたいと思ひます。

○木村國務大臣 お答えいたします。戦力になるかならぬか、この戦力の問題は、日本の憲法第九條第二項において用いたこととあります。外国でどういふ解釈をしてゐるか私は存知いたしません。日本は日本で独自の憲法を制定したのであります。われ／＼はそれに基づいて解釈すべきであらうと考へております。いろ／＼今取上げられておりますが、外国において戦力になるかならぬかといふことは、それは外国においてやるのであります。スイスの戦力といふ問題についても、スイスの軍隊の内容がはたしてどれだけのものであるかわれ／＼は存知しません。が、少くともスイスは、自分の国を防衛するだけにとどめてゐるとわれ／＼は考へてゐるのであります。従ひまして、われ／＼が憲法を解釈する範疇においては、戦力には該当しないといふことは申し上げることができると思ふのであります。しかし、事は日本独自で解釈すべきである、外国の軍隊と比較して解すべきものではないと考へております。なお、戦力と軍隊と混同されてはいかぬと思ひます。日本の今度つくりましますいわゆる自衛隊は、先ほど申し上げましたやうに、これはまったく外部からの武力侵略に対処し得ることに基くのであります。これをもつて軍隊と言ふなればそれは軍隊と言つてよろしかろうと私は考へております。しかしこれをもつて軍隊と言ひ得るからといつて、ただちにこれは戦力といふことには當てはまらぬ、こう考へております。

○飛鳥田委員 また話は戦力にもどつて来ましたが、あなたは今世界が何と言つてゐるか知らぬ、こういう仰せでありましたが、一、二そういう点を拾つてみましてもはつきりいたしてあります。たとえば台北の中立系の新聞であります公論報という新聞の三月九日を見てみますと、日本政府の声明によると、新たに成立する自衛軍は單なる自衛力量であつて、戦争力量ではないといふことになつてゐるが、これは憲法の修正を欲しない日本政府が、憲法に抵触する問題を発生せしめまいとするところからこうした言ひまわしを用いてゐるのだらう、こういうやうに皮肉を言ひ、またわれ／＼のと리카わしてゐる議論を笑つてゐるのであります。世界ははつきり事實を見てゐる。またたとえばイギリスのエコノミストを見ましても、オブザーバーを見ましても、ことにフランスのユマニテなどを見ますと、すべて日本の自衛軍の問題は再軍備という言葉で述べられておる、そういう言葉を使つて説明しております。イギリス、フランスだけでなく、アメリカの新聞ですら、みなそう書いてゐる。世界中日本の自衛隊を自衛軍である、軍備でないと思つてゐる国は一つもありません。思つてゐるのは木村さんだけだ、こういうやうに言わざるを得ないのであります。世界のことは知らぬ、おれはおれの信念に生きるのだ、こういうお説はけつこうであります。こういうことが再びまた日本をして無謀な暴挙に突入せしめるといふ一番根本的な問題でありはしないか、もつと世界に目を開いて、率直に物を見ていただきたい、こう思ひます。

そこで伺いますが、公論報の述べておられますところの所説、その他のイギリス、フランス、アメリカ等の述べておる所説、こういうものはあなたのお説に比べて違っているのですか違っていないのですか。

○木村国務大臣 不幸にして私今お示しになつたそういうものは読んでおりません。何と言われようと、われわれは日本の自衛隊は戦力に足りない、こう考えております。そういう確信を持つております。

○飛鳥田委員長　ともかく国会の論議の中で、何と言われようと、何だろうと、おれはそう思うのだ、こういうような論議が横行いたします以上、あえて私は何をか言わんやであります。これはやがて世界の輿論があなたのお説を批判するでありますよう。

そこで続いて次に移りますが、やはり憲法の関係において出て参りますのは、当然自衛権——自衛権のいろ／＼な議論はもうほとんど尽きておると思いますが、その中で海外派兵、この問題は今高瀬委員からも質問がありましたけれども、私はこの海外派兵のうち具体的なお話を伺いたいと思います。

まず最初に、あなたは海外派兵はな
いのだ、こういうお話でありました
が、これはあなたが主観的にしないと
いう約束なのですか、それとも海外派
兵というものは自衛権の行使の中に入
り得ないのだ、その範囲内に入らない
だ、こういうことですか、どつちです
か。

○木村國務大臣　私は日本の法律の建前からして、海外派兵はできぬもの、
こう考えております。

○飛鳥田委員　そういたしますと、あ

なたの同僚であります岡崎さんが海外派兵は自衛権行使の範囲内に理論的にはあり得るのだ、こういうような説明をされておるところと、あなたのお説はまづこうから矛盾撞着する、この点はどうでありましょう。岡崎さんはこれについて、日本の国内に砲弾が落ちて来る、ほかの手段によつて防ぐことができないという場合には必要最小限度において、この砲弾の飛び出して来る場所を押える程度のこととは自衛権として認めざるを得ないであらう、こういうふうに言われ、さらにまた、これは極端な場合の例であり、そのような場合にはそういう措置を理論的には認められます、こういうふうに言つておられるのであります。あなたのお説と岡崎さんの説が違ふ、この点はどうでしょう。

○木村國務大臣　この派兵という意味であります。岡崎君の申されたのは、おそらく派兵という概念のうちにまだ入らぬのじやないか、いわゆる向うから砲弾が飛んで来た、そこを押えなければ手がないのだというときにそこを押えろということ言うのであります。これは私は派兵のうちに入らぬのじやないかと思っております。いわゆるそこだけをとめをさすのであります。軍隊を派遣してそこに駐屯せよるとかなんとかいうわけではないのであります。

○飛鳥田委員 派兵というのは、読んで字のごとく、兵隊を送るという意味じゃないでしょうか。何か違う珍解釈がありましたら伺いたいと思います。

○木村国務大臣 派兵というのは、結局その国の軍隊を他国に何かの意圖をもつて出兵させるという意味に私は解

しておるのであります。岡崎君の言うのは、私は聞いてみませんが、大砲のたまが飛んで来る、そのたまはよその陣地から飛んで来る、その陣地をこちらから爆撃するとか、何とか押えなければ日本の自衛は保てないということにそれを押えるのであります。何が他に目的があつて軍隊を派兵、駐兵させる意図ではないかということとはつきりわかつておるのであります。少し派兵の概念が違ふと思います。

○飛鳥田委員　爆撃をするというだけ

でなしに、そこが再び向うに使われな
いたために、そこにあなたの兵隊を駐屯
させる、こういうことは当然出て来る
のだし、また出て来るべきだと岡崎さ
んは言つておられるのですが、それは
どうでしょう。

○木村国務大臣 それは概念として自

衛権の範圍に入るでしよう。つまりそこを何しなれば日本の自衛は保てないということから言へば、概念としてはそれは自衛権の中に入ることであらうと考えております。しかしわれ／＼の解釈する派兵というのは他の意圖をもつて他國に進駐することを言うのであつて、ただ一局部、そこから日本の自衛権が見出されるというその一つの箇所について岡崎君は言つたのであらう、私はこう解釈します。

○飛鳥田委員　いろ／＼伺つています間にだん／＼いろ／＼な解釈が現わ

が海外派兵であつて、そういう海外派兵の中に、侵略的な意図を持った海外派兵と、自衛的な意図を持った海外派兵と、二つにわかれるのだらうと思ひます。ところがあなたのお話を聞いておりますと、海外派兵というのは侵略的な意図をもつて出す場合だけを言うのだというふうに伺つた。こういう御定義については、私は今までかなり方方で伺つていましたけれども、初めて伺います。あなたとしては自衛のため海外派兵はお認めになるといふ今の

結論ですが、それでさしつかえありませんか。

○木村國務大臣　私は派兵という言葉は使いたくないのであります。端的に言えば、これは日本海のある場所から軍艦でもつて日本を砲撃して来る、どころでも日本の土地を占むなればよい。

らぬ、そうすると日本でも相当の船を出してその船を沈めに行かなければならぬという場合が出て来るのであります。これは自衛権の範囲内の行動であります。日本の土地だけで守り得る場合と、日本の領域外に行つて守らなければならぬ場合が出て来ると私は思います。日本の国土だけに日本の武力をとどめておいて、日本へ上陸したときに初めてこれをやるということでは手遅れになる場合が往々にしてある、向うから船舶をもつて日本を領域外から攻撃した場合に日本もまた領域外に出て行つてこれを防ぐことは当然私はあり得ることであると思います。これをもつて私は派兵とはいえないと思います。

○飛鳥田委員 どうも言葉の意味が違ふというお話ですが、それじやあなたのお説のような場合は毎外派兵と呼ば

ないのなら何と呼ぶのでしようか。
○木村國務大臣　そういう言葉のあ
は私はもう論争いたしたくないのでま
ります。これは事実であるのでありま
す。派兵であろうが、何であろうがわ
れわれといたしましては夷狄の事実と

着眼してどう解釈すべきかということ
をいうわけであります。こう考えてお
ります。

○飛鳥田委員　今のお説はそのまま博
官にお返ししたいと思います。さつき
からいろいろ伺つておりますが、都合

の悪いときは言葉のあやにお逃げになつて、現実を少しもごらんにならない、問題がこんがらがつて来ると今度は現実を見よう、よろしい、現実を見ましよう。それではあなたとしては、自衛のために自衛権の行使に必要な範囲

○飛鳥田委員 外務委員会で私たちの同僚の穂積七郎君が緒方副総理に対して三つの質問をいたしました。読み上げてみますと、「緊急不正の侵略に対して日本の部隊が外地におもむき飛行基地攻撃のような戦術行為を行うこと、これが一つ。」「日本の部隊が国連軍または米軍の指揮下に入つて後方勤務につくこと、これが二つ。」「自衛隊員が脱隊して外国軍の戦術員として外地におもむき戦術行為を行うこと、これが三つ。」「以上三つのようなことを政府は憲法違反と考えているかどうか、こ

ういう質問をいたしました。ところが緒方副総理は「総理大臣の代理としてはつきり言うが、三点とも憲法の範囲内であると政府は考えている」、こ

ういうふうに述べておられるのでありますが、今のお説と違ひはしませんか。

○木村國務大臣 私はアメリカの指揮下に入るといふようなことはないと考えております。これはそういうときの情勢いかんによりますが、アメリカと共同作戦をやる場合において、もちろんアメリカの軍隊があるいは日本の部隊に配属して後方任務につくこともありましよう、そういうことは予想され

ます。しかしわれ／＼といたしましては、それはそのときの情勢いかんによつてやるわけでありまう。日本の防衛のためにいかにアメリカと協力してその態勢を整えるか、それはそのときの情勢いかんによるものであらうとわれわれは考えております。

○飛鳥田委員 私はこれが憲法違反であるかどうかといふことを伺つたのです。ところが情勢いかんで判断する。憲法といふやつは情勢いかんで判断す

べきものですか。もつとも今まで大分そのような判断をなすつていふように私は思いますが、この点はつきりしていただきたい。

○木村國務大臣 その点は緒方副総理の言つた通りであります。われ／＼は今実際の問題として答弁をしておるのであります。あなたが、日本の自衛隊が全部アメリカの部隊の指揮下に入る、と言ふから、そんなことはあり得ない、万一事が起つて来たときには共同してよく合議する、私はこう申したのであります。その場合においては、あるいはアメリカの部隊が日本の部隊に配属して後方勤務につくこともあるだ

ろうし、また日本の部隊がアメリカの部隊の一部に入つて後方勤務に従事することもあり得るかも知れぬ、こう申したのであります。日本の部隊が全部アメリカの指揮下に入るなどというやうなことは全然あり得ないと私は考えております。

○飛鳥田委員 そうしますと、アメリカの軍隊の後方勤務に入つて来る、こ

うなつて参りますと、アメリカの軍隊が戦力であることはお認めになると思いますが、いかがでしよう。

○木村國務大臣 アメリカが現在極東に持つておる、すなわち日本防衛のために駐屯しております陸上部隊、海上部隊あるいは航空部隊、全部これらのものを総合すれば、私は日本の憲法第九條第二項の戦力になるものと、こ

う考えております。

○飛鳥田委員 後方勤務といふ場合には、前線の勤務と一体をなすもので、これを言葉ではわけておられますが、こ

とに近代戦の場合においては前線も後方もない、こ

ういわれておるのであり

まして、前線後方の相互の作用が有機的に緊密に一体にならなければならぬもの、これは動いて行かない。これはもうお認めになつておられます。それはすな

わち後方勤務といふことは、その全体の機能の一作用をしておるので、こ

ういふ場合に後方勤務につくことが憲法違反でないとおつしやる。ところが後方勤務といふやつは、たとえばアメリカ軍の中ですとすれば、アメリカの戦力の一部となり、アメリカの戦力の有機的な構成要素になるということじやありませんか。その場合にこれが戦力でないといふ言ひをするのですか。

○木村國務大臣 これはよく飛鳥田君は誤解されておるのだらうと思ひます。戦力かどうかといふことは、日本の部隊それ自体を目的、対象にして判断すべきであります。アメリカの部隊と総合してこれは判断すべきものじやありません。アメリカの部隊がいかに戦力になつておるうとも、日本がそれの後方勤務をしたからといつて、日本がそれに総合して、合せて戦力になるかならぬかといふことを判断すべきものではない。日本の憲法、日本が持つ自衛部隊の装備内容を対象にして判断すべきものである、こ

うわれ／＼は考えております。

○飛鳥田委員 くだいようですが、それは戦力としての機能を發揮するのじやないでしようか。あなたがかりに個人の御職業としては弁護士をおやりになつていらつしやつても、政治家として

吉田内閣の閣僚に列せられておる以上は、吉田内閣の機能の一部として行動せられておることだと思ひます。こ

ういふように考えて参りますと、後方勤務につくといふことは、後方勤務につくまではかりに戦力でなかつたとしても、現に後方勤務につき出せば、戦力としての機能を果たす、戦力じやないでしようか。こ

こから憲法違反になつて来るのじやないか、御説明願ひいたします。

○木村國務大臣 私は全然見解を異にしております。日本の憲法第九條第二項を解釈するにあつては、日本が持つところの部隊の装備能力、これによつて判断すべきもので、ほかの国の部隊とあわせて判断すべきではない、こ

う考えます。

○飛鳥田委員 そこで海外派兵についてもう一つ伺ひたいと思ひます。こ

は、これがあなたの御説によりまして、自衛、こ

ういふこととでありまして、自衛として海外同胞保護のために海外派兵をする場合もあるかどうか、これを伺ひたいと思ひます。

○木村國務大臣 海外同胞保護のためにこ

ういふのはどういふことを申されるのかちよつとわかりませんが、日本の自衛隊といふものはいわゆる外部からの直接間接の侵略に対してこれを防衛する。い

わゆる自衛権の行使でありまして、海外におる同胞を救済するためにこ

ういふことはちよつと私、意味を解しかねますが、こ

ういふことはちよつと私、意味を解しかねますが、こ

ういふことはちよつと私、意味を解しかねますが、こ

自衛隊法が国連憲章と違つたことをや
つておられる点がありましようか。

○増原政府委員 違つたことをやるつ
もりはございません。

○飛鳥田委員 それでは伺いますが、
国連憲章の五十一條というのをひとつ
よく見ていただきたいと思ひます。国
連憲章の五十一條の自衛権、この自衛
権の発動には二つの条件があります。

一つは、現実とその国に武力攻撃が加
えられたとき、武力攻撃が発生したと
きです。もう一つの条件は、安全保障
理事会がこれを救済する手段をとつた
ときには即時にその自衛権の発動をや
めなければならぬ、この二つの条件
です。これは国連憲章が特に規定をし
ておるところであります。ところがあ
なたの方のきめられた自衛隊法は現実
に武力攻撃が加えられていない、ただお
それがあるだけで発動する、これは明
らかに国連憲章の定めた精神に完全に
背反するものではないかと思ひます。

しておられない、こういうお話ですか
ら、ひとつその点について御説明をい
たします。

○増原政府委員 発動するというのは
防衛出動をかけるという意味を仰せに
なつたものと思ひます。おそれのある
場合にも、事態急迫をしている場合に
は国会の承認を得て総理大臣は防衛
出動をかけます。かけますが、それは
かけて配置につくとかんたかというこ
とをやるのでありまして、外部からの
武力攻撃が現実には起らない限り武力行
動をするというわけではないのであり
まして、適当な防衛の手段のできるた
めの配備につくとか、その準備行動を
やるというようにこのためにおそれ

ある場合を含めて防衛出動がかけられ
るという規定を置いたわけでありま
す。

○飛鳥田委員 現実に防衛出動をかけ
るということ、自衛権の発動をする
ことと、それは理論的に区別できない
と思ひますが、自衛権の行使ではな
いでしょうか。

○増原政府委員 やはり理論的に申し
ますとこれは全然違ふのでありまし
て、外部からの武力攻撃が現実にはあ
りませんでした場合に、これに對処してい
る急迫不正の侵害に對して自衛権を行
用する、おそれのある場合には、そ
ういう武力攻撃に對して有効な措置がと
れるように事前の配置をするというこ
とでありますから、觀念的な理論の上
では異なるものであるというふうに考
へます。

○飛鳥田委員 結局もしお説の通りだ
とかりにしましても、防衛出動をす
る、こういうことがそれでは逆に相手
方を挑発する結果になりはしないか、
こういうことも当然考へて行かなけれ
ばいけないと思ひます。国連憲章が自衛
権の発動は現実に武力攻撃があつたと
きという規定を定めておられます。

る精神は、おそれなどということでは
やみやたらと兵隊を動かして行くとい
うことは、結果として国際間の戦争の
挑発行為になりはしないか、こういう
ことをおそれ、そういうことを防ぐた
めにこの規定ができた。これは国連憲
章ができて参りますときの議事録をご
らんになりますと、そういうことは当
然議論をせられております。こういう
点であなたが言う防衛出動というもの
は、実は逆に水鳥の羽音に驚いて配置
についた、しかしその配置についたと

いうことが逆に向うを挑発した、こう
いう結果を生じて来るおそれがあるか
ないか。そういうことが考へられない
か。

○増原政府委員 お説のような疑いが
起るような場合というのは、これは若
干余裕のある場合と見るべきものと具
体的に考へますが、そういう場合には
政府がさうな判断をするほかに、事
前に国会の了承を得、国会の論議を尽
して、その承認を得て出すということ
に具体的にはなる場合と思ひます。さ
うに政府も考へ、国会も了承を与え
るという事態は、いたずらに他を挑発
するということには、具体的に
ならないというふうに考へます。

○飛鳥田委員 必ず事前了解を国会に
得るということですか。

○増原政府委員 法文に書いてありま
すように、緊急であつて了解をとる間
がないという場合にのみ事前に出し
て、事後ただちに国会の承認を得ると
いうことになるのであります。

○飛鳥田委員 そういたしますと、お
それとすることで発動する場合でも、
緊急だとあなたの方で考へれば、国会の
事後承認でよろしいということにな
る。あなたの方で考へになつたことだ
けで、実はそれが水鳥の羽音に驚いた
だけであつて、挑発になつてしまふと
いう可能性を否定できないのじやない
でしょうか。

○増原政府委員 しかしながら、これ
は政府の關係諸員も十分四圍の情勢を
見て判断することでありまして、い
たずらに羽音に驚いて、この重大な防
衛出動をかけるというようなことは万
ないものと確信をいたします。

○飛鳥田委員 そういふふうに、万あ

るまいと思ひますとか、慎重であるう
と思ひますとかいふことで、問題が解
決をして行くものでないことは、あな
たの方も御存じの通りだと思ひます。む
しろこの際、当然国連憲章の精神に従
つて、現実に武力攻撃がなければ、お
それではできないというふうになさる
ことの方が首尾一貫しているのじやな
いでしょうか。

○増原政府委員 不幸万一の場合とい
うことを考へて、防衛出動の規定とい
うものはできておるわけでありま
す。不幸万一の場合を想定いたします
に、現実に武力攻撃がなされたとい
う場合は、その場合においても解釈には
相当に幅ができるものとは考へます。
しかしながら、わが国のような特に海
をもつて隔絶されたところが、自己の
防衛を行う立場において、おそれのあ
る場合にいわゆる配備につき、出動を
行ひましても、これは決して他国を挑
発するようなことにはならない、かよ
うに考へます。

〔平井委員長代理退席、委員長着席〕

○飛鳥田委員 自國を防衛する配備に
つく、こういう場合には、いかに防衛出
動を行つても挑発にはならぬ、こうい
うお話ですが、現に挑発をしている、
挑発になつて行くじやないかというこ
とを私たちは考へざるを得ないので
す。と申しますのは、たとえばあなた
の方が防衛出動をするという場合に、一
体どこに出かけて行くのですか。相手
方があるから、相手方の来をうたと思
うところから防衛出動をして行くとい
うことになるのでありまして、ソ連が
北海道を襲いそうだと思うのに、九州
に出かけて行くばかではない。しかもあ

なたの方の部隊では、現にそういう仮想
敵國をつくつて演習をやつていらつし
やる。たとえばこれはエノミストの
別冊に載つてゐることですが「某月某
日札幌、某（？）國が空軍二千機と若干
の海上部隊の援護をうけた歩兵四個師
団を北海道の西北海岸に揚陸させる、
同時に空挺一個連隊が上陸点内部に降
下する、という想定からはじまつてい
る。そのときの在北海道防衛部隊は普
通科二個師、機甲一個師、空軍千五百
機で、のちに内地から一個師団と空軍
が増援されるけれど、攻撃側も兵力を
つぎつぎと揚陸して歩兵五個師、機甲
二個師、空挺一個連隊の兵力となり、
戦場は内地にひろがつてくる。

戦局は三段階に分れ、第一段階の四
十日は、防衛側が戦略的退却をして旭
川一留陣地の線に下るまで。第二段
階の五十日は、陣地戦で彼方の補給力が
戦勢を左右する。第三段階の四十日
は、まず「自由國家」軍の四個師が到着
して攻勢轉移に入り、水際撃退をするま
で……」こういうふうなことで現に演
習をなさつていらつしやる。そうだと
すれば、こういう仮想敵をつくつて始
終演習をしておつて、しかも現実に防
衛出動をして、北海道へ配備をせら
れるということになれば、それはソ連
に對する一つの挑発行為と当然とれ
る。こういうことは間違いない事実じ
やないか。向うの側から見れば、それ
は当然挑発行為であらう、私はこう思
うのであります。従つて侵略のおそれ
があるというところで防衛出動すること
は、これは、実に危険を未然に防ぐ必要が
あるからこそ、国連憲章の五十一條に
はつきり二つの条件を付しているのじ

○木村国務大臣 さつきから御議論を拝聴いたしておりまして、私から重ねて申し上げたいと思います。まず外部

むを得ざる、またそれよりほかに処置がないのだ——きわめて限定的にこれを考えるべきことであらうと思つておられます。ただ空漠として敵の根拠地をどこまでもたたきつづすのだというより、うなことの名のもとに、再び戦争の罟を繰返すようなことはあつてはならぬ。これはわれ／＼は十分に警戒しなければならぬ。自衛権のきわめて厳密なる制限の範囲内において、われ／＼は行動すべきであると考えております。そして先ほど申し上げましたように、某国の船が日本の領海外から日本を大砲でもつて攻撃して来た場合、日本の領海外だからといつて手をつかねておることはできません。そういう場合は緊急やむを得ないのであります。ほかの手段を尽すべき方法はありません。そこでこれに向つて相当な道を講ずるという点は日本の防衛をするために当然な処置であらうと考えております。そこにわれ／＼は大きな限界があることを十分に了解すべきであらう、こう考えております。

○田中(総)委員　もう一点……。今の具体的な例でありますが、日本海上のある地点、しかも領海外、そこから日本に対して武力攻撃が加えられた、そうすると自衛権の発動には厳密な限界を置きたいというお話、その地点だけをといたくんだという話だつた。ところがその拠点を日本がたたくとしした場合、今度はその拠点を占有しております外国がその拠点を奪われないために、あるいは拠点を攻撃されることに今度は向うが対抗するために、軍事行動を継続する。そうしますと、その小さな拠点を争つて、日本の軍隊と外国の軍隊とが交戦状態に入つて来る。

は、今の長官のような御説は、国連憲章の五十一條ができるときに、相当議論をせられておるのであります。直接に武力侵略がやつて来てからではもうおそいではないか、従つてあらかじめ武力攻撃を加えて来るおそれがあるよきには、これをたたくことができないければ、完全な自衛とは言い得ないじやないか、この議論は国連憲章ができますときに、アメリカのヴァンデンバーグ將軍が主張したところです。ところが国連憲章の起草委員すべては、そういう場合に、それではおそれということの認定いかんが実は侵略になるじやないか、そのおそれの認定の仕方いかんで武力侵略の口実がつくじやないか、こういうことは自衛権の濫用を防ぐという意味でどうしても否定しなければいけないのだというので、御説のような考え方、すなわちあなたとヴァンデンバーグ將軍は同説ですが、この考え方は国連憲章の五十一條をつくる起草委員の中で否決せられた。少くとも国際的には否定せられた説であります。この国際的に否定せられた説を、今この国会の中で国民に向つて堂々と述べられてよろしいのかどうか。先ほどあなたは、国連憲章は十分尊重する、これに従う、こういう御説を述べながら、たちまち都合の悪いところにいくとすぐそういう御議論をなさる。これは私は非常に残念なことだと思います。堂々と国連憲章の起草委員の中で否決せられ、それが世界の正義だと認められた事実、これと反対することを言つておる。これは国会の論議というものがなるほど低調でしよう、低調でしようが、しかし少くとも世界が見ておるのですから、こういう点で国連

憲章の精神と全然相反する御説を述べられたことについてもう一度伺いたいと思います。

それともう一つは、先ほど増原次長の御答弁に、防衛出動というところは配置につくのだ、こういう御説でしたが、それは先ほどの田中さんの御質問に対してお答えになつておられるのを伺つておりますと、配置につくのだとは大分違つて来るように思います。一体防衛出動というのはどこまでを言うのですか、この点を伺いたいと思います。二つ、長官からどうぞ……。

○木村國務大臣 武力攻撃のおそれある場合、今申し上げた通りであります。もうすでに某国が戦艦配置について来ようとしておられるのであります。ただわれ／＼としたしましては、空漠に、おそれあるなどとは認定いたしません。あらゆる情報を得て、もうすでに進撃するといふような危険が目前の間に迫つた場合、その場合において日本は防衛出動をして態勢を整えてこれを迎撃するたければ、日本の国の安全を期することはできないのであります。手遅れになつてはならぬために、それだけの用意はしなければならぬ。しかしそれだけの用意をするについて、かつてにやるわけではない。いわゆる事前において国会の承認を得べきことは当然である。まづたゞ緊急やむを得ない、一刻も許すことのできないといふことを想定して、われ／＼はこの法案をつくつておられるわけでありま

す。ただかつてにおそれある場合なんといふことを仮想して、輕々に防衛出動命令を出すわけではない。防衛出動

命令を出したからといつて、ただちに向うへ行つてこれをたたくといふわけではありません。迎撃する態勢を整える、私は自衛権の限界がそこにあると考へておられるのであります。申すまでもなく、自衛権はみづから守るだけの態勢を整える権利であります。この権利はみだりに行使すべきものじやない。そこに、先ほど申しましたように、おのづから限界がある。それよりほかに方法がない、その手段をわれ／＼はとつてゐるということにおいて、この規定はでき上つておられるわけでありま

す。○飛鳥田委員 次長のお答の前にちよつと質問します。防衛のためにどうしてもそれをやらなければならぬ、い、もう来ることは確実だ、今にしてやらなければ防衛できない、こういう考へ方は一個のその国の主観ではないか。必ずしもその国の主観が客観的な事実と合致してゐるとは言ひ得ない。従つて一個のその主観によつてやたらと自衛権を發動させることは、実は侵略の裏返しになる可能性がある。実は自衛権の濫用になる可能性がある。こういうことでも国連憲章をつくりま

す。○木村國務大臣 国連憲章はもとより私はりつぱなものと考えております。つまり世界の平和をそこに求めようといふのであります。われ／＼は世界の平和を祈念することは、国連加入のもろの國の人々と何らかのわたりはあります。ただ／＼われ／＼は日本の國の安全をどこまでも守つて行かなければ

ならない、それでありま。その意図によりほかに何もなし。ただわれ／＼といひたしましては、手をつかねて敵の来るのを待つておる、これが時期が遅れる、日本の防衛はすつかりくずれてしまふのであります。それに対する対処だけは、ぜひとも考へておかなければならぬのであります。そこでさういふ危険が目前の間に迫つてゐるかどうかといふことは、もとより日本國自体が判断しなければいけない、他國に判断してもらふべきものではないと考へております。われ／＼はどこまでも日本國自体がこれを判断して、さうしてそれに対処して日本の安全を期さなければならぬ、こう考へております。

○飛鳥田委員 くだいようですが、国連憲章についての御批評を伺いたい。この五十一條に關して私は言つてゐるのです。全体としてりつぱなものであるか、ないかといふことは、何れなくともあなたのお答はわかつています。あなたの所説と国連憲章の所説と異なつてゐるこの五十一條の部分について御意見を伺いたい、こういうこと

であります。それからもう一つは、日本に迫り来る危険といふことについては、他國に判断してもらふ必要はない、おれたちがかつてにやるのだ、こういうお話でありましたが、この考へ方こそ、今まで世界のい／＼な部分に騒亂を巻き起して来た根源じやないでしょうか。ヒトラーといへど自國の自由を求めめるのだ、自國を守るのだ、こういうことでオーストリアに進駐をし、あるいはポーランドに侵入をやつて参りました。自分の國のことは自分で判断するんだ、他國の容喙を許さぬといふこと

は、根本的にいへば、国連憲章の精神にまづたゞ背馳してゐる、こゝ言わざうを得ないと思ひます。この二点についてはお伺ひたい。繰返します。一つは、あなたの所説と国連の所説と違つてゐるこの五十一條についての御意見を伺いたい。国連憲章の五十一條が違つてゐるか違つてゐないのか、こういうこと。それとも一つは、他國の判断を仰がない、こういうことについて伺いたい。

○木村國務大臣 国連憲章には五十一條において現実に危険が発生したとき、われ／＼の今の自衛隊法においては発生したときと、また発生するほんとうに危険が迫つたときと、ここにおいて多少異なる点があるうと考へております。しかし日本の防衛の全きを期する上においては、今申します通り、危険が目前の間に迫つてゐる場合においては対処する必要があるとわれわれは考へておるのであります。しこ

うしてこれはだれが判断するか、今申し上げた通り、日本國自体が判断するよりほかに方法がない、またそれは日本がみづからその國の防衛を期するのでありますから、その國が判断すべきは当然であらうと私は考へております。今ヒトラーの例を持ち出されましたが、ヒトラーのような独裁政権のもとにおいては誤つたこともできましようが、御承知の通り日本は民主主義國家であります。國會がすべての國權の最高機關であつて、結局は國會においてきめるものでありますから、ヒトラーの愚を再び繰返すようなことはいないと私は考へております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、国連憲章五十一條は、あなたの考へ方からすれば、あなたと立場を異にして違つてゐる、こういうことですね。ところが平和條約の中にはやんと第五條で、これを尊重する、こういうことを約束しておられる。こういう矛盾衝突のあるといふことは非常に重要なことだと思ひます。都合のいいときには國連憲章といつておいて、御自分に都合が悪くなるとかつてな解釈をなさる、こういうことはかつての旧日本帝國の外交の一貫した方針であつた、またその愚が日本に行われようとするといふことは、私は非常に重要なことだと思ひます。この点についてあなたと何べん議論をしてもいたし方ありませんから、次に移ります。

○田中(樞)委員 議事進行について。今の点は私は非常に重要な点だと思ひますので、これは政府の最高責任者として吉田首相の御出席を待つて質問できるうちに希望します。

○飛鳥田委員 今田中委員から御注意がありました。これは吉田總理のおいでをいただきまして、この点に關する責任ある回答をしていただきたい、こう思ひます。

○稻村委員 委員長においてよろしくとりはからいたいと思ひます。○飛鳥田委員 續いて次の質問に移りますが、自衛といふ言葉にからんで当然私たちの頭に浮んで参りますのは、マッカーサー元帥が日本において朝鮮動亂に關してとらうとしたところのい

するかわかりませんが、われ／＼の考
えておるところは、日本の国の平和と
独立を守る、安全を期するためにやる
のでありまして、いわゆる外部からの不
当侵略に対してこれを防衛することを
期するためにやっているのであります。

○飛鳥田委員 マツカーサーがとうろ
うとしたしつ防戦と云うものは、こ
れがマツカーサー元帥の場合によ
れば罷免の原因になっているかもしれ
ない、こういううわさがあるくら
いの事実であります。またにはだ失
礼ですが、マツカーサー元帥によつて
この予防戦争が現実に行なわれたら
ば、日本もあるいは爆撃の範囲内に
入つたかも知れない。日本の安全に對
して重要な問題です。ところが一國の
治安を守る、防衛の任に当ると称して
おられる長官が、予防戦争なんとい
うのはどんなものか知りません、こ
んな不勉強で一体よろしいのでしょ
うか。私はそれをひとつ伺いたい。

○木村國務大臣 私はマツカーサーの
真意はわからないから言いません。予
防戦争といふものは考へていない。わ
れわれは日本の国防をいかにすべ
きかといふことを検討すればいい。人
は人なんでありまして。われ／＼は日
本の防衛をいかにすべきかといふこ
を考へてゐるのです。そこにわれ／＼
は全力をそそいでやつてゐるわけであ
ります。

○飛鳥田委員 これは日本に十分関係
があるのです。日本におつてやろうと
したことはなんでも。しかもこれによつ
てアジアの行動といふものは全然かわ
つて来る。もう一つは自衛権といふこ
とについて種々御検討になつてゐるは
ずです。この場合に自衛権といふこと

の、御検討の中に、マツカーサー元帥
のとうろとした予防戦争といふものが
当然参考として入つて来ないやんとい
うそんなはずはありませんよ。おとぼ
けになるのにも限りがあります。先ほ
ど来伺つておりました、場合によりま
す御存じない、私は知らぬ、聞いて
いない、こういうお話であります。私
もさつきほど重ねて質問をしようか
と思つたのであります。外務省がア
メリカ軍と種々防衛折衝を続けてお
りますことははつきりしてあります。こ
のはつきりした事実を、防衛庁の長官
たる私に連絡がありません、私個人は
知りません、こういうお話であります。

○飛鳥田委員 これはもう国民が気の毒
です。これではあまりにも国民が気の毒
です。こういうような無責任な――無
責任なと言ふとあなたのお怒りになるか
もしれませんが、そう言わざるを得な
い。そういう御答弁だけはひとつ御容
赦いただきたい。私に御答弁になつて
いると思わないで、国民各位に、全体に
答へてゐるという考え方で答へをい
ただきたい。こう私思ひます。そこで、
それではもう予防戦争についてあなた
に伺ふことはよししよう。御存じな
いのですから……。

○木村國務大臣 國際紛争とは私の定
義によると、当事者国がおの／＼主張
があり、その主張が一致せず解決点

を見出すことができない、その場合で
あります。

○飛鳥田委員 日本は敗戦の結果、齒
舞とか色丹とかいうところの領土権を
失つたといふふうには外國は見えてお
ります。ところが日本はいまだに領土権を
失つていないといふ考へ方に立つてい
ると思ひますが、これはいかがでしょ
うか。

○木村國務大臣 これはいろいろ議論
があるうと考へております。われ／＼
は領土権を失つていないと解釈してい
るのであります。しかし第三者国が
見てどう解釈するかこれは別問題であ
ります。

○飛鳥田委員 そういたしますと、齒
舞、色丹、こういうところの領土権に
關する争ひ、こういうものは國際紛争
にならないのでしょうか。

○木村國務大臣 これがソビエトとの
間にいろいろ問題が起つて当事者がこ
の問題を契機といたしまして互いに主
張し合ひ、その間に紛争が生ずれば、
まさに國際紛争の一つの形であらうと
私は考へております。

○飛鳥田委員 お説のように國際紛争
だといふことは、この國際紛争
にからんでソ連と日本がお互いに自己
の意思を相手に押しつけようとする、
日本はこゝはわしの領土だ、こういう
意思をソ連に押しつけようとする、ソ
連はいやわしもののだといふ意思を日
本の國家に強制しようとする、ここに
争ひが生じた場合には、し
かもその争ひが武力行使に及んだ場合
には、日本の自衛隊は出動できるので
しょうか。

○木村國務大臣 私は、万一間違つて
國際紛争となつた場合にどうなるかと
いうことであります。日本はさよう
な國際紛争を解決する手段としては武
力行使はしない。さうな場合には日
本は進んで武力行使はしないことは当
然であります。しかしこれを契機とし
てソビエトが日本に不法な言ひがかり
をつけて、日本について武力攻撃をし
た場合には日本は自衛権を發動して行
くことは當然であらうと考へるのであ
ります。

○飛鳥田委員 自衛権の行使と今おつ
しやいましたが、これは國際紛争解
決の手段の一形態ではないでし
ょうか。

○木村國務大臣 憲法の趣旨は、日本
が進んで國際紛争解決の手段としては
武力を行使しないといふことであり
ます。他國がそれをかつてに國際紛争
の種にして武力攻撃をやつた場合に
は、日本は自衛権を發動することは當
然であらうと私は考へております。

○飛鳥田委員 憲法には武力による威
嚇または武力の行使は國際紛争を解決
する手段としては永久にこれを放棄す
る、こう書いてある。消極とか積極と
か一つも書いてないのです。どこの
参照条文を見ますと消極と積極が出て
来るのですか。

○木村國務大臣 この憲法の趣旨とい
うものはいわゆる日本が進んで武力の
行使とか武力による威嚇、そういうも
のを國際紛争の解決の手段としては行
使しない。ここからのおすから私はこ
の解釈は出て来ると思へております。
みずから進んでさうなことはしな
い。しかし他國がさうなことを言ひ
がかりをつけて日本に武力攻撃をして
来た場合には、私は自衛権の範
圍内において自衛隊を行使することは

○飛鳥田委員 それではもうひとつと具體的
な例を伺ひます。竹島は日本の領
土であることはあなたは再々御主張に
なつてゐるところであります。この点
については間違ひありませんか。

○木村國務大臣 ありません。日本の
領土であります。

○飛鳥田委員 ところが竹島に朝鮮の
船がやつて来て、朝鮮の領土だといふ
ぐいをおつたたといふ話を聞いた
のですが、さういふ事実はありますか。

○木村國務大臣 立てたさうですが、
ただいまはそれはないやうです。

○飛鳥田委員 そういたしますとこれ
は竹島自身について南朝鮮と日本との間
の領土主權の争ひ、あなたのお説に従
えば當然國際紛争だと思ひます。この
場合に、竹島を守るためにあなたがい
わゆる自衛隊を出しになるか。出し
た場合に國際紛争の解決手段として出
すのじやないか、こういうことを伺
いたいです。

○木村國務大臣 まだ國際紛争とい
うところまでは行つておりません。
○飛鳥田委員 それでは伺ひますが、
國際紛争には一般に法律的な紛争と政
治的な紛争と二つに區別せられるとい
うふうになつてゐますが、この區別
をお認めになりますか。

ん。(「忘れたのだ」と呼ぶ者あり)忘れたのでしよう。それでは時間もたちますので次へ移らせていただきます。

MSAとの関係について、これもいろいろすでに議論が尽されておりますので、顧問団について二、三伺つておくとどめです。顧問団の任務という点について岡崎外相はかなり明細に外務委員会であつていと思ひますが、この述べられた任務というものは、何かアメリカにでも顧問団の任務を規定する根拠があつてその任務がきまつて来たのか、あるいはMSA交渉の過程において、相互の議論の中で出て来たのか、どちらでしょうか。

○増原政府委員 MSAに基づきます顧問団の任務というのは、アメリカがMSAに基づき援助を相当多数の国に与えておりました、そうした国にやはり顧問団を置いてやらしてあるという事例からとつて参つておるわけであります。一々読み上げますのは……

○飛鳥田委員 いややつこうです。それを聞いてはいるのじゃないのです。それが何か根拠があつて出て来たのか、それともMSAの交渉の過程において自然にきまつて来たのかということと伺つてゐるのです。

○増原政府委員 根拠法という明確なものはないけれども、大体いわけゆるMSA法に基づいて各国にこういう援助を与えようとするに顧問団の任務を規定してある、大体それにならつて、このたびのMSAに基づく顧問団の任務を定めたということでもあります。

○飛鳥田委員 そうしますとMSA交渉の過程においてよく聞いてください。MSA交渉の過程において話し

合つてゐるうちにきまつて来たということですね。

○増原政府委員 もちろん話し合つてゐるうちにきまつたわけですが、そのきまつた前例というものが方々にあつたということでもあります。

○飛鳥田委員 前例はありますが、しかしイギリスやフランスにある顧問団と日本の顧問団との任務、この点においては必ずしも一致してゐないと思うのですが、この点どうでしょうか。

○増原政府委員 顧問団の任務は、このMSAによつて与えらるる装備品等の使用方法を教えてくれる、そしてそれがMSAの目的の通りに有効に使われておるかどうかを、いわゆるオブザーヴと書いてありますが、観察をするというふうなことを主たる任務としておるのであります。これは各国の任務と大体違ひはないというふうに考えておられます。

○飛鳥田委員 そういたしますと、この問題について将来、やはり概略的な御説明は岡崎さんの説明でわかるのであります。個々の問題になつて参りますとかなり不明瞭な部分があると思ひますので、こういう点について、顧問団の任務に關してあらためて細目協定をつくる意思があらうかどうか、そういうことを考えておられるかどうか、これを伺ひたいと思ひます。

○増原政府委員 細目協定というあらたまつた意味の、ことに国と国との間で明確なとりきめをするというふうの程度になるかどうかは今まだはつきりしません。一応顧問団というものが何名ぐらゐの数で、どういう組織をもつてその任務を遂行するかということ

については、事実上は話し合ひをいたすということになつております。

○飛鳥田委員 それでは個々に伺ひますが、顧問団は一体どこへ配属されるのでしょうか。

○増原政府委員 現在考えられておりますものは、顧問団としては一応一本のものになる。そして顧問団長というふうなものができまして、その下に本部というものがあつて、本部には内部的には向うの方の陸海空の三部門がわかれる、しかしその長のもとにはやはり総合的な任務を持つ事務局もでき、その下に大體陸海空とわかれる、これが形態でありまして、今までは各部隊に将校一人、下士官二、三名といふものが大體おつたわけですが、だん／＼引揚げますが、こういうものが全部引揚げまして部隊としておる者は管区本部に数名の、これも従来よりは数がうんと少くなりませんが、数名の者を常駐させる、そのほかは中央における、東京におけることにいたしますが、東京における要員の中から学校等には一／＼わが方の学校ですが、学校等には相当長期駐在をするという形で顧問員を出す、各部隊への配置はやめるといふ建前で顧問員は仕事をしに行くというわけであります。

○飛鳥田委員 そういたしますと、顧問団は、顧問団自体の本部を持ち、顧問団自体の組織を持つて仕事をしに行く、ただ自衛隊内における顧問団といふものは管区隊に配置するだけだ、ほかには学校その他に配置するだけだといふお話になつて参りましたが、そこで、それでは自衛隊内、いわゆる管区隊内における顧問員は、いかなる待遇を受けるのか。たとえばこういうこと

です。これは小さな話ですが、すわるときに管区隊長よりも一番上席にすわるとか何とかいう問題が当然出て来ると思ひます。これは小さなことのようですが、隊員ないしは日本国民に与える心理的影響は非常に大きい。台湾で蔣介石と陳誠の部屋の中の部屋に顧問団長のチェイス少将が陣どつておつて、右に蔣介石、左に陳誠がすわつておるといふような形が出ておるやうであります。いわけゆるやうな待遇、顧問団の自衛隊内における待遇、こういうことについて伺ひたいと思ひます。

○増原政府委員 管区隊本部に顧問員がおるといふことは、これはいわけゆる便宜の問題でありまして、おらなければならぬのはありません。適當な事務所等がほかにありますれば、そこにおつても一向さしつかえないのであります。が、事務所等も、顧問員については日本側が提供するといふことをMSA協定で約束してありますし、かた／＼便宜の問題として管区隊本部内に事務所を提供するといふことでもあります。どちらが先に並ぶとか何と何と問題とはあります。儀礼的に何かよそに招かれたやうなときにはどういふことにならうかといふことはあるかもしれませんが、序列をもつて日本側と向うとが並ぶといふやうなことはありませ

ん。

○飛鳥田委員 序列をもつて並ばないといふことはよくわかりました。

そこで、顧問団は自衛隊内を自由に通行する権利を持つておりますか、通行権を持つておりますか。

○増原政府委員 通行権といふやうなものを規定したり、約束したりしたことはございせんが、任務の遂行上必要がある場合には、隊内に入つて来て見ることがござらうとは思ひます。

○飛鳥田委員 そうすると武器庫の中にも入つて行ける、こういうことになりませんか。

○増原政府委員 武器庫を視察するといふやうな権限は、大體において顧問員の特権等を持つてゐるやうなものであります。そういう職務を持つて来ました場合には見せることになると思ひます。

○飛鳥田委員 管区隊ぐらゐになるに

当然作戦室を持つておるはずであります。作戦室にも自由自在に入入りできますか。

○増原政府委員 現在のところまだ作戦室といふやうな名称をもつて呼ぶものを持たないのではありませんが、防衛のための計画をする部屋といふものは、将来は持つことになるかと思ひます。そういう場合に自由自在に入るといふやうな性質のものではありません。その顧問の持つ職務に応じてそういうところへ入ることを適當と認めれば、これを許可するといふことになると思ひます。

○飛鳥田委員 そういたしますと作戦室に入ることを拒否する場合もあり得るといふことですね。いかがですか。

○増原政府委員 顧問員について負つておりますことは、「日本国政府は、アメリカ合衆国政府の職員で、この協定に基づいて供与される装備、資材及び任務に關するアメリカ合衆国政府の責務を日本国の領域において遂行し、且つ、この協定に基づいてアメリカ合衆国

かえないと思います。そういうよう
な場合に、アジアにおいて今まで二大

が、そういう対立の勢力均衡が破れて来るのではないか、こういうことについては全然お考えになつておられませんか、お考えになつておられればおつしやらないのでしょうか。

○木村国務大臣 アジアの二大勢力の均衡、そういうことはわれ／＼は考へておりません。ただ日本の国土防衛が即アジアの平和をもたらすゆゑんであると、われ／＼はそこに重点を置いております。日本の防衛が完全を期することができない、万一外部からの武力攻撃によつて日本が侵略でもされるようになりますれば、それこそアジア自体の平和が乱れるのでありまして、日本の防衛則アジアの平和、こゝに思ひでわれ／＼はやつておるのであります。

○飛鳥田委員 同じことを繰返すように恐縮ですが、私たちはむしろここで日本が強力な軍備を持つて行くということはバランスを失ひ、それが第三次世界大戦のきつかけになるおそれがあるのではないか、こういうふうに考へておりますが、この点についてはあなたと全然考え方が違つて来るわけでありまして、従つてこれを一々あげつらつておりますと、時間がかかりまして、最後にこういうことをお伺ひいたしたいと思ひます。と申しますのは、日本の中にアメリカ軍の軍事基地が非常にたくさんあります。今までは原爆基地にはなつていなかった日本の軍事基地に、アメリカが原爆、水爆を持つて来ているとは思ひえないのであります。しかし最近の情勢、アジアの情勢を見ておきますと、仏印を中心にして、アメリカは英、仏、タイその他の国を誘つて中共に対して共同申入れ

をしよう、共同宣言をしようという形になつて参りました。これはすなわち数日後に行われるジュネーヴ会議の難航を見越して、その前に中共に対して一本とつておこうということだと思ひます。この点については別にあなたと私の間に意見の違いはないと思ひます。そこでそういう共同宣言がどういう性格を持つてゐるかと思ひますと、これはアメリカのニュー・ルック戦略の適用だということもほお互に意見の違いはないと思ひます。もしニュー・ルック戦略の適用だとするならば、それに対する準備をアメリカはやはりしなければならぬ。こういうこととてその準備としてアジアに原水爆を投ずる基地をつくつておかなければならぬ、足がかりをつくつておかなければならぬ、ということになつて来ると思ひます。そういう場合にどこにその基地を求められるかといへば、日本の軍事基地が一番適當であらう。私は軍事専門家ではありませんからわかりませんが、適當なもの一つだと思ひます。ここ数日間のアジアの諸情勢を見ておきますと、日本にある米軍の軍事基地にアメリカが原水爆を持つて来る可能性は非常にふえたと言わざるを得ないと思ひます。もし原水爆を持つて来るとすれば、これは中共、ソ連の側からしましたも、この国自体の自衛権の発動というものもあり得ると思ひます。そうした場合に日本は原水爆をアメリカが持つて来たばかりに、かえつて逆に他国の原水爆の対象になる可能性が出て来る。これを一刻も早く除去しなければ、自衛隊をつくるかつくらぬかということよりも、日本の国土を守る上において一番重要なことではな

いか、これが今まずすべきことではないか、というふうに思ふのであります。そこでお聞きしたいと思ひます。これは、日本の軍事基地にアメリカ軍が原水爆を持つて来ることに對して木村保安庁長官は日本の国土を守るという立場から抗議をする意思があるかどうか、そしてこれを阻止するために努力をせらるるか、この点であります。

○木村国務大臣 アメリカも何も好んで水爆、原爆を用いるというふうな気持は毛頭ないと思ひます。ただ世界の平和を維持するためにどういう方法をとればよいかということを考へてゐることと私は考へております。ビキニの水爆実験も予想外の成功とわれわれは考へております。これによつてむしろ私は世界の平和を求められる一つの手段になつたのではなからうかと考へております。原水爆を用いるような事態が発生することを、むしろ阻止すべき一つのきつかけになるのではないかと私は思つておるのであります。どの国も好んでかようなものを使おうというふうな気持は毛頭ないのであります。今お話を、アメリカが日本に原水爆の基地を求めんじやないかどうか、私はさうなことは考へておりません。さうなことは考へたくもありません。おそらくアメリカも日本にさうなものを持つて来て日本の基地を利用するなんということは考へていない、こゝ考へております。

○飛鳥田委員 それはあなたの主観であつて、ないと思ふということではなしに、もし持つて来ようと思へば、これを阻止するかどうか、阻止するために

あなたは努力をするかどうか、こういうことを伺つておるのであります。原爆をアメリカが日本に持つて来る、こういうことの意図を私は聞いているのじやありません。

○木村国務大臣 私はアメリカが持つて来ないものと深く／＼信じておりますから、それ以上のことは考へておりません。

○飛鳥田委員 繰返すようですが、もしそう信じておられても、あなたの御信念に反して持つて来る、こういう事態が出て来ましたらどうでしょう。

○木村国務大臣 私はさうにかたく信じておるのでありますから、仮定をして、もしもなんというかは考へておりません。

○飛鳥田委員 けつこうです。まだほかにたくさんありますが、次の機会に譲らせていただきます。

○稲村委員長 本日はこの程度にとどめ、明十三日午前十時より公聴会を開き、野村吉三郎君、田畑忍君、佐瀬市太郎君より意見を聴取いたします。

これにて散会いたします。

午後五時四十二分散会